



中身、そしてまたどういう認識で臨んだかということです。ごみ処理の問題につきましては、太平洋の島嶼国地域は、昨今、消費生活自身の向上と、それとあわせまして人口の増加といふ增加しているということがあります。

他方で、国土が極めて狭隘なために廃棄場所がないという問題に直面しております。例えば、サンゴ礁を多く持つサンゴ礁島のミクロネシア諸国は、ごみを海岸に廃棄せざるを得ないために、そのため付近の海洋汚染が深刻になつてきています。

ちなみに、パラオの大統領は、今回のこの議論の冒頭において、島国はかつての楽園のイメージを傷つける形で環境の破壊が行われており、とりわけ人口と消費の増大によるごみ処理問題は極めて深刻である。そのため、日本に期待するところが大である。日本の知見、技術をぜひ学ばせて利用させてほしいという要望もございました。

それを受けまして、小泉総理からは、具体的な支援の方策としましては、今回共同行動計画を策定したわけでございますが、一つは、包括的にこれら地域の島国が直面している問題、リサイクルの問題を含めて、どういう形で日本の技術を移植できるのか、どういうふうに現地の事情に合わせて適用させることができるかということを含めて、実は西サモアに南太平洋環境計画、SPRE Pという地域環境国際機関がございます。そこがこれからマスター・プランを作成するということでございますので、それをまず支援するということが一つ。

もう一つは、やはり西サモアで技術協力といたしまして既にモデル・プロジェクトを立ち上げております。そこで具体的にごみの廃棄場をつくりまして、現に今そこで実験をしている。それがうまくいけば、それを周辺の同じような環境のところに技術移転、適用していくということ。

あとは、専門家の派遣や、ボランティアを派遣して、ごみの減量化、適正処理について、教育活

動を含めて住民の意識を高めてこの問題に取り組むということで協力ををしていきたい、そういうふうに思っております。

○小林(守)委員 少し具体的にもう少し、こういふ実験をしているとか、サモアなどで実験をされているというようなこともございましたけれども、いずれにしても、このような太平洋地域における持続可能な開発のために、寄り合つていろいろな問題について具体的な先進国の技術などを検討しながら、技術移転をしながら支援をしていくたいというようなことだと思います。

まず、会場が沖縄で開かれたというところに私は大きな意味があると思いますし、総理が、この沖縄という県、特有の文化と自然の美しさに満ちたところで開催されたということであつて、沖縄の今日までの経験やNGOの取り組みは、太平洋地域諸島の持続可能な開発のために、そして文化と環境を守りながら進めていくという点にとって極めて大きな役割を果たすことができるんだといふふうに自信に満ちた演説がなされておるわけでありますけれども、私は、少し言葉と裏腹に、沖縄の諸島の現状というものは、ごみの問題一つとっても惨憺たる状況にあるのではないかと。

沖縄の豊かな自然と文化というものがあるわけですけれども、しかし、現在進められている沖縄の開発の視点で見てみると、文化と環境を破壊してしまっているのではないかというような現実に遭遇するわけであります。

そういうことで、どうも総理の発言、また外務省の方のこういう会議における演説というものが、現実を踏まえた上での問題をとらえていないのではないか、このように思えてならないわけではありませんけれども、外務省、さらにもう一つ踏

んで、沖縄の現状については、ごみの問題についてどのようにとらえてこのようないいわゆる視点で見た場合に、この演説とは裏腹の、まさに惨憺たる状況が今進んでいると言わざるを得ないと思っております。

今お話をあつた日本の最南端の島、西表の島などにおいては、ユニマット不動産という会社が今、西表島の北部開発に取り組んでいるところであります。この北部開発については、人口一千人

の島に千二百人ぐらい収容のホテルをつくることがあります。専門家の派遣や、ボランティアを派遣して、ごみの減量化、適正処理について、教育活

動を含めて住民の意識を高めてこの問題に取り組む法的な問題についてはすべてクリアをして建設に着手したというような状況になります。

沖縄におけるごみ問題につきましても、私ども事前に何度か足を運びまして、NGOの関係者の方との意見交換も踏まえて、NGOの方が、特に沖縄においてはリサイクルの問題に取り組んでいることで、そういうパネルの展示会も行ないました。島嶼国の中でも見ていただいて、沖縄が実際ごみ処理の問題でいろいろ問題に直面して努力をしている、そういうところを包み隠さずお見せして、一緒にまた知恵を出していこうというようなことで今回も話をし、取り組んできたところでございます。

その上で、会議の中で総理は、日本のリサイクルについては、例えばペットボトルは八〇〇%再利用、自動車のタイヤは八〇〇%、携帯電話も八〇〇%が再生資源として利用されているという話をされまして、日本のそうした技術も何らかの形で島国の方に移転していくというようなことで今後また協議を進めていきたいということをお話しになつたということでございます。

○小林(守)委員 外務省の方、どうぞこれで結構でございますので。

外務省の方から総理の発言の背景等についてもお話をいただきまして先ほど申し立てたとおり、私は、沖縄の現状、諸島におけるごみ処理、リサイクルの問題等を考えてみるならば、そういう視点で見た場合に、この演説とは裏腹の、まさに戸惑つておきます。

私は、三月の二十三日、現地を調査させていただきました。まさに啞然としたまつたくてはならないというか、九七年の、六年前の改正によつて、ごめんなさい、二〇〇〇年だつたでしようか、ちょっと年数記憶違いかもしれませんのが、ダイオキシンの規制の関係で、いわゆる野焼きの禁止という法律が全国的に適用になつたわけでありますけれども、現実に自治体自身が、西表島というのは竹富町なんですか、竹富町の廃棄物処理行政が現実に、住民にある一定のがけみたいなところ、くぼ地のところに集めて捨てさせてている。

そこへ集積させて、そして生ごみまで入ってしまって、いろいろな虫や動物も寄つてくるわけありますけれども、その腐敗のにおいとかなんかが出来るのですから、住民が、どなたがやるのかわかりませんけれども、火をつけるということで、大変臭いにおいを持った煙がもうもうと連日立ち込めているというような実態をつぶさに視察していました。

間の業者に委託した場合、民間業者がこういった不法行為をして、そして生活環境保全上の支障が生じる場合はどうなのか、こういうふうに受け取りますが、その場合には、当然のことながら、もともと委託をした市町村に最後まで責任があるという形になつておりますので、実行行為者については当然、措置命令をかけたりあるいは罰則をかけたりということがございますが、そこが資力がなかつたりする場合もあるわけでございますので、その場合には、もともと委託をした市町村に処理責任がありますので、その市町村の処理責任のもとで市町村が原状回復をするべきものでございますし、それは法的にそうすべきであるというところでございます。

○小林(守)委員 そのとおりだと思つんですが、例えばこれが産廃みたいなものだつたという形でやつた場合には、民間の排出事業者まで責任を問う、そして原状回復責任は、岩手、青森の問題のように一定の負担もさせられるという状況なんですね。

しかし、自治体がこういうことをやつてしまうと、最終的には自治体に責任が及ぶということなんですねけれども、その辺の法整備を、今回、民間から見て、自治体の責任はどり方がどうも違つんじやないかというような問題が議論されてきている経過もあります。きつと、しかるべき同じような責任をとることをしておかないと、要は、自治体そのものがこういう違法なことをやつていいじやないか、役所そのものがやつているじゃないか、何でこういう民間の事業者だけに厳しくやるんだというふうに、行政に対する不信がさらに高まつてしまふんではないか、このように感じるところにもなるわけであります。

その辺も含めて法改正の中で議論を重ねておきたいなと思いますし、その辺の明確な法改正なのがどうか、この辺をただしておきたいなどいうふうに思つております。

それでは、ごみの問題とはちょっと離れますが、ちょうど名護市でこの会議が開かれたというこ

ともございますので、また、サンゴ礁とか自然環境の保全ということを総理が高らかにうたつてゐるわけでありますけれども、それでは、名護市の周辺に辺野古というところがあります。御承知のように、普天間の基地の代替施設をそこに建設しようというような計画が進められておるわけであります。その普天間代替施設の建設予定地のところは、絶滅の危機にあるジユゴンとサンゴ礁への大きな悪影響が懸念されている事業でもござります。

そういうことで、環境アセスメントの前に着手されることになりました大規模な現地技術調査、これについて環境省は、環境を守っていくという立場に立つて、大臣も記者会見等で言うべきことは言うということをはつきり宣言されているわけでありますけれども、環境省は防衛施設庁に対してどのように今まで関与をしてきたのか。そしてこれからも、将来的には基地運用に伴つて廃棄物の環境汚染問題というものが、当然、対策としてきちんと対応されていなければならぬわけありますし、環境アセスメントの中でも、これらについては十分な対策がとられてはいけばならないということになるわけであります。

ジユゴンという絶滅の危機にある海生哺乳類の保全の問題と、それからサンゴ礁等への影響の問題について、環境大臣の今日までの取り組みと御意見をお伺いしておきたいと思います。

○鈴木国務大臣 普天間基地の代替基地をつくるということで、名護市辺野古沿岸における埋め立ての問題でござります。

本年1月に第一回の代替施設建設協議会というのが行われたわけでありますけれども、その中におきまして、私の方から防衛施設庁等に対しまして、適切な環境配慮を払うべく最大限の努力をすることが重要であるという旨の発言をいたしましたところであります。

としての藻場の保全、サンゴの保全並びに騒音を含めた生活環境の保全、潮流や水質への配慮等、大切な環境配慮を払うべきであるということであるわけでありまして、そのための最大限の努力が必要であるという旨を一月に私の方から申し入れを、その場で発言をしたところであります。

また、防衛庁の方からも、先生御指摘の現地技術調査についての実施をするというお話をあつたところでありまして、環境への影響ができる限り少なくなるように措置されるもの、そういうふうに考えております。

私ども環境省といたしましては、調査の実施に当たりましては、調査実施そのものに伴う環境への影響の回避、また、それを低減するために、可能な限り環境への影響の少ない調査の方法が選定されることが重要である、そのように考へて、そこまであります、防衛庁から現地技術調査について聴取をして、そして調査の実施に当たりましては、事前に専門家の意見を聴取しつつ、具体的な作業計画を作成、公表すべきであるという助言などを行つているところであります。

また、先生から、実際に供用が始まった際の廃棄物による環境への影響についてということも御懸念の御指摘があつたわけでありますけれども、これにつきましては、環境影響評価書の審査等を通じまして必要な意見を述べてまいりたい、そのように考えております。

○小林(守)委員 ぜひ積極的な関与をしていていただきたい、このように要望をさせていただきます。

もう一つ、日本環境管理基準というのが在日米軍の中にあるんだそうですね。これについて、ジュゴンの保護指針なども定められていて、米軍そのものがジュゴンについてはしっかりと守つていいこというような考え方方に立つておられるというふうに聞いております。

また、三年前の国際自然保護連合の第二回会合がヨルダンのアンマンで開かれたときに、この問題について勧告の決議がなされています。その勧告の中では、ジユゴン保護のために日米共同のアセスメントをやるよう、外務省を通して環境省も働きかけて、日米共同のアセスメントを防衛庁に働きかけてはどうかというような勧告がなされているんですが、この在日米軍の日本環境管理基準に記載されているジユゴンの保護指針に基づくジユゴンの保護について、環境省はその視点から取り組みというのはどのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○炭谷政府参考人 ただいま委員が御指摘されましたジユゴンの保護でございますけれども、環境省といたしましては、現在ジユゴンの生態を調査いたしております。そのような生態に基づきまして、沖縄全体のジユゴンの保護のあり方について検討いたしております。

一方、現在、防衛施設庁の方で環境アセスメントの手続が開始されているところでございます。このアセスメントの中におきましても、当然ジユゴンの保護の問題が非常に大きな一つの問題だらうというふうに考えております。その中で適切な審査等が行われ、また環境省としても、それに対する審査、適切な時点における助言というふうなものをやってまいりたいと考えているわけでござります。

○小林(守)委員 日米共同のアセスをすべきではないかという勧告に対し、どのような考え方を持つておられるかというようなことをお聞きしたいんですが、どうなんでしょうか。

○炭谷政府参考人 ただいま先生が御指摘されました日米の共同のアセスの件でございますけれども、この建設につきましては、あくまで日本側、防衛施設庁が行うという事業でございますので、日本の法律に基づくアセスメントを実施すべきだというふうに考えているわけでございます。

○小林(守)委員 実際に基地を使うのは米軍でありますから、その施設建設にかかるわって、アメリカ

カの在日米軍そのものがジュゴンの保護のための指針を定めているわけですから、その辺を共同行動で話をしながら、協議しながらやつていいということが当然ではないかと思うんです。アメリカに、日本が勝手につくつてとんでもないことをやってくれたな、代替基地をつくつてもらいいたけれども、つくる責任が日本にあるけれども、それをこんなことでジュゴンをだめにしてつくらされたら困るよというふうに逆に言われたらどううるのかということになるわけですよね。その辺について、協議なり何かというのは全くないんで

○炭谷政府参考人 現在、例えば在日米軍の基地につきましては、先ほど先生が御指摘されましたように、米軍の方で日本環境管理基準というものを作つくりつてあるわけでございます。実際に米軍がこの基地を使用した段階には、これに基づいて適切な対処がなされるわけでございますけれども、私ども、ジュゴンの保護につきましては、いろいろ幅広い知見というものをもちろん積極的に活用していくということになりますので、そのようなものは現在の日本の法律に基づくアセスマントの中で十分配慮してやつていくということにならうかと思います。

○小林(守)委員 国際自然保護連合の皆さん方がなぜ日米共同アセスをやれというふうに強く言うのかというと、よく考えてみると、日本のアセスメントの制度は、アセスメントの制度とアメリカのアセスメントの制度は、私は、アメリカの方がはるかに計画段階からのアセスというものをきっちりと取り入れられる仕組みになっているということころに、国際自然保護連合の皆さん方は、アメリカと共同でやってくれといふ思いが強くあるんだろうと思うんですね。日本のアセスメント制度そのものは、まだまだ事業アセスだ。こういう事業をやる、その環境影響はどのようにかというような、事業アセスといふ性格を非常に強く持っているわけですね。しかし、アメリカの場合はもつと、戦略アセスと言つていいか、計画アセスと言つていいか、計画段階

からきちつとやっていくというような進んだアセメント制度だと私は思うんですね。それを米軍自身は持っている、もちろん考へているわけでありますから、そういうことで、その指針に合わせてどうぞ共同でやりませんかということが、私は、よりジュゴンなり辺野古沿岸の環境を守つていく上で極めて大切な、また積極的な日本の環境アセメントをつくっていくという視点からいつも大事なことなのではないかなというふうに思っています。

では、アメリカのアセメントについてはどのように評価されているか。

○**広谷政府参考人** 現在の世界のアセメントの先進国の一つというのはやはりアメリカであります。現在の環境アセメントというのは、アメリカで開発され、相当進化しているというのは、私もども、そのとおりだろうと思います。

したがつて、私ども、先生がおっしゃいました戦略的アセメント、これについて、現在、調査研究、場合によつては、一部、都道府県と一緒になつてこの試行的な試みといつものもいろいろと試しているわけでございます。そのような場合、アメリカを初めカナダ、ヨーロッパの戦略アセメント、大変進んでおります、そういうものを現在積極的に研究しております、今年におきましても、多分二月でございましたけれども、そのようない国から専門家を招きまして意見交換を行つております。

ですから、アメリカの環境アセメントを非常に勉強し、また我が国もそれを相当取り入れて現在のアセメント法ができております、運用においても十分活用させていただいているところでございます。

○**小林(守)委員** これ以上また議論をしていくことがちょっと時間的にもできませんので、ぜひ、そういう方向に向かつて、日本の独自のアセメントのシステムでやるんだというのであれば、少なくともアメリカのアセメントに匹敵するぐらいの中身を持つた、前倒しのアセメントを実施

していただきたい、このように要望しておきたいと思います。

それでは、沖縄のついでにと言つてはなんですが、もう一つ、サンゴ礁とか、それから干潟の問題に絡んでくるわけですけれども、泡瀬干潟の埋め立て問題がこれまた大きな問題になつております。

そこに、周辺の船の航路のしゅんせつ、土砂のしゅんせつの残土をどこに捨てるかというような課題があつた中で、泡瀬干潟の少し沖合に埋め立てをして土地を造成して、リゾート開発的な、ホテルをつくつたり、マリーナをつくつたり、人工ビーチをつくつたり、運動公園をつくつたりというような、土地を造成しようというようになつめられているところであります。これは考え方でされども、まさに時代錯誤のむだな公共事業の典型的ではないのか、このように思えなりません。そういう点で、この泡瀬干潟についても、大変なすばらしい生態系を持つているところでありますし、いろいろな絶滅危惧種なども指定されているところでもございますが、藤前干潟を守つたように、環境省はぜひここは守つていただきたいのか、こんなふうに強く思うわけでありますが、環境省は、この事業を行つてゐる内閣府の沖縄総合事務局に対してどのように関与しているのか、またさらに関与していくうとするのか。ぜひ藤前干潟と同じようにここは守つていただきたい、このように思います。

少なくともラムサール条約の登録湿地の条件は満たしている地域とともに言われておりますし、環境省がみずから定めている日本の重要湿地の五百の中にも入つてゐるところですよね。そういうことを考へると、やはりこれは環境省の出番ではないか、こんなふうに思ふんですが、いかがでしょ

うか、大臣。

○鈴木国務大臣　泡瀬干潟の自然環境上の重要性につきましてたびたび御指摘をいたいでいるところでありますし、また、私ども環境省といたしとしても、この地がそうした自然という意味にお

認識をしているところであります。泡瀬干潟の埋め立ての事業といいますものは、既に一連の手続が済まされ、そしてもう事業が開始をされている、そういうような状況にあるわけでありまして、その事業そのものにつきましては、事業者であります内閣府の責任において行わるべきものである、そういうふうに思つております。

しかし、環境省という立場で申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり、泡瀬干潟の重要性というのを十分認識しているものでございますから、この事業が認可されるに当たつて決められました環境保全上の措置、これが着実に実施をされていくことが不可欠である、重要な点である、そういうふうに思つてゐるわけでありまして、昨年の十月十八日にも、これは異例なことはあつたと言われましたけれども、しかし、環境省としての考え方を内閣府に申し入れをしているところであります。

今後とも、沖縄県の環境部局と密接な連携を図りながら、事業者において約束された環境保全上の必要な措置、これが確実かつ適切に実施されるように注視をしていきたい、そういうふうに思つてゐるわけでありますし、必要があれば再び申し入れもしていくという考え方で対応してまいりたいと思つております。

○小林(守)委員 大臣の記者会見の中身も私もよく読ませていただきしておりますし、非常に積極的な、環境大臣、環境省の出番というようなことで、言うべきことはきちっと言つていくというような発言もなされておりますので、ぜひ今後の関与を御期待申し上げたい、このように思つております。

それでは、次に移りたいと思います。

一年半ぐらいいになるんですけども、私の地元で出身地でもござります鹿沼市の環境対策部の幹部職員が拉致をされて殺害された事件が、今字都部宮地裁で公判が始まったところであります。厳正

な行政執行というか、そういう形の立場で一生懸命頑張つて不正を止していくくというような取り組みをしてきた職員が、業者の不当利得欲求を阻害するというようなことで恨まれまして、結局、拉致されて群馬県の榛名山ろくあたりに連れていかれれて殺された、そして捨てられてしまつて、その遺体が、大捜査をここ五月に入つてからも県警を中心いてやつてているんですけど、三日間ぐらいやつてもまた見つからぬことだといふ状況で、本当に残念な思いがいっぱいございます。

私自身も、殺された小佐々さんという方も年齢的には同じ方でありまして、同じ職場にいたことはございませんけれどもよく存じ上げておる方だつたんですけども、また、それに絡むさまざまなかんじであります。市職員、クリーンセンターという清扫行政に小佐々さんの、殺された方の前に担当していた所長は、これまた自殺してしまつております。こんなことで、本当に何とも言ひようのない重く苦しい、また、本当に小佐々さんの殺害については憤りを禁じ得ないものであります。

私は、その問題は問題として、廃棄物行政、法制度上の問題がどこにあるのかというようなことで、この委員会の中でも大臣の所信のときにも触れておきたいので、大臣はそのとき、法制度上に問題があるということであるならば改正をしておきたいというふうな御発言もいただいておりますので、まだ確定的にここだということまでは言ひ切れない、調査不足のところはあるんですけども、今まで、宇都宮地裁の検察側の冒頭陳述なども踏まえて考えてみると、大分見えてきたなどというふうに思つておるところでございます。

その冒頭陳述をちょっとと読ませていただきますと、その中に重大な指摘事項がござります。業者は、いわゆる殺害を示唆した、この方も死んじやつています、自殺してしまつておるんですけど、一般廃棄物の収集、運搬、焼却まで行つておるところですが、この業者は、他市町村が排出する一般廃棄物の大半を沼市以外の自治体が排出する

鹿沼市の環境クリーンセンターで処理しておきながら、あたかも焼却費用のより高額な、みずから經營する美化センター、鹿沼環境美化センターという名称なんですが、そこで処理したようにすりかえて差額を手にする詐欺的行為を行つていたということなんですね。

これは、他市町村から、鹿沼市以外の市町村から預かってきたごみを、書類上は、自分の経営する会社で焼却し、どこか最終処分場に捨てますといふような契約をしているんですね。

書類上は、そうなつておるんですけど、実際は、それを運搬てきて直接鹿沼市のクリーンセンターの方に持ち込んで焼却して、鹿沼市の最終処分場に流れいくというような形で、その鹿沼市の焼却施設への、あるいは最終処分場への持ち込みの料金は、みずから經營する会社のものよりも安いんですね。

額的にどのくらいかちよつと調べておませんが、安い。そして、ですから相手方の市町村に対して、排出する市町村に対する料金は、みずから經營する会社のものよりも安いんですね。

これがどうしてできたのか、またできるようないかないといふのが、なぜこういうものはす

ぐに事務的に簡単にわからないのか。こんなでたらめをやつておるというのがすぐにわからなければおかしいはずありますけれども、これがわからずにはんどんと深みにはまつていつて、しかも、市と業者とのなれ合いといふか不正な癒着があつて、それが表に出ないようなものもあつたわけですか。

しかしながら、他の市町村のごみが実態としては鹿沼市の方の処理施設に入つてしまつておるとい

うようなところで、何らかの、民間の産廃でいう

ならばマニフェスト制度があるわけでありますか

許可を持っている鹿沼の民間業者のところに委託

契約をして、そして処理をお願いしておるところ

は、実際に自分の町があるいは市が排出したごみは、書類上は別のところに行つて処理されている

なんけれども、実際はこういうふうに流れている

という事が事務的になぜわからぬのかといふこ

とを法制度上の問題としてちょっと改革しなきや

ならないのではないか、このようなことをちよつと指摘しておきたいと思うんです。

ですから、まず第一点として、他市町村の一般廃棄物が鹿沼市内の処理業者に委託処理されるに

はどのような行政手続が必要なのかどうか、この現状を教えていただきたいと思います。

○飯島政府参考人 廃棄物処理法上、市町村が一

般廃棄物の処理をその市町村以外の者への委託に

よつて行う場合は、政令で委託基準が定まつてお

りまして、その委託基準に従つて行うということ

が求められております。

この委託基準におきまして、その処分の場所が

処分を委託した市町村以外の市町村、他の市町村

の区域にある場合には、その処分が行われる市町

村に対しまして、この場合は鹿沼市になるんで

しょうか、処分の場所、委託する民間業者の氏名、

廃棄物の種類、処分方法などを通知しなければなりません。また、委託処理が一年以上に

わたり継続するときは、処分の実施状況を実地に

より確認しなければならないことが規定されており

ります。

○小林(守)委員 そのとおりだと思いますが、実

際に、佐野市は、ダイオキシン規制で焼却施設が

クリアできないので、新しい焼却施設をつくるう

という形でやつておるんですけど、なかなかその設

置が思うようにいかないで伸び伸びになつてきて

いるということで、要は、みずから焼却施設を

とめて外部へ処理を委託するというような形を

とつてきているところであります。

毎日六十トンぐらいの一般廃棄物が出るわけな

いですけれども、これを、鹿沼にある民間の一廃

棄物の処理業者、収集運搬、そして焼却の

許可を持っている鹿沼の民間業者のところに委託

契約をして、そして処理をお願いしておるところ

は、佐野市が、これはおかしい、本当は違うじや

ないかというふうにわかるはずでありますか

ぜわからなかつたのか。そこが大事な問題だと、

第一点、指摘しておきたいと思いますが、いかが

でしようか。

○飯島政府参考人 焚却灰を最終処分場に運ぶ契

約もできていたかどうかということでございます

が、先生おつしやいましたように、最終処分され

るまで、佐野市、当該の、もとの市町村が処理責任を負っておりますので、焼却だけではなくて、その結果生じた残渣についても引き続き市町村に処理責任があるわけでございますので、その焼却灰の処理を行う業者との契約が必要になると考えられます。

私ども、これまで調べた結果、平成十四年度はその最終処分場業者との委託契約があることは確認できましたが、事件の起きた十二年、十三年はまだわかつております。そういう状況でございますが、基本的に、先生おっしゃるとおり、佐野市がきちんと最終処分まで契約を結ぶ必要があるということで、現在調査をしているところでござります。

の小林さんを尋ねて、この辺りの調査をしたところ、鹿沼市はなかなか難しい。犯罪にもかかわってくるものですから難しいんですけどけれども。制度上からいって、鹿沼の業者に処理を委託した、焼却まで委託した、佐野市は、その業者は最終処分場も持っていないんだから、みずから最終

最終処分まで書く責任があるわけだから、最終処分場との委託契約を結ばなきやならないはずなんですが、制度上、いわゆる焼却施設を持つている業者までとの委託をしてしまえば、あとは構わないんですか。お任せしますという形で、その業者が手続をしちゃえば、その焼却までできる業者が最終処分までの業者にやりましたという形で書類をつくつて、佐野市なら佐野市に、委託元のところに報告して契約を結べば、そこで済んでしまうのかどうかなんですね。それはどうなんですか。  
○飯島政府参考人 先ほどの御質問のときにもお答えしたと思いますが、一般廃棄物処理計画に従つてその区域内の一般廃棄物を処理する責任はあくまで市町村にございますので、契約は委託基準が決められているわけでございますが、最終責任は一般廃棄物を排出した市町村にあるということです。

ことでの、どこまでもそれは責任を問われることになりますが、それで、不正があるとか、ちょっと手続上の手抜きがあったという場合が発覚した場合はどういう行政的な対応になりますか。これはおかしいということで、その是正をさせるための是正措置とかは正要求とか是正命令とか措置命令とか、いろいろあると思うんですね、自治事務の絡みの問題ですから。それらについては、自治体のやり方が間違っているよということを正していくのは最終的にはどこなんですかね。

○飯島政府参考人 先生が御指摘になつた、佐野市の一般廃棄物が鹿沼市にある民間業者で処理されたときに不正があつたということを承知しております。頭陳述であつたということを承知しております。現在は、佐野市がその冒頭陳述の結果を見て、実はその前から、警察が入つたときから新聞報道等で知つたようでございますが、調査を進めております。

ですから、佐野市が私は責任ございませんと言つているわけではありませんで、佐野市がみづからの責任で、どうしたらしいかということです。今きちんと調査をしているわけでございますので、まずそれを尊重したいと思いますけれども、万一、ほかのこういつた事件が起きて、言うことを聞かない、法律に基づいた処理責任を負わないというような市町村があつた場合には、先ほど申し上げましたが、地方自治法の規定に基づきまして、国が、初めは技術的助言から始まるんですが、勧告、あるいは不法行為があつた場合には是正の指示ができることになつておりますので、環境省として、万一そういう市町村がある場合にはきちととした対応をとつていただきたいと思つております。

○小林(守)委員 いずれにしても、よくわからぬい、最終処分場との契約がその事件のあつた前後の年度についてはまだ調査中というようなことがありますけれども、廃棄物処理法の施行令の中で、他の市町村に委託する場合のいろいろな条件が政

一般廃棄物の処分、これは最終処分も含めてですか。けれども、「一般廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること」というふうになつてますね。

これが、一年以上というところが、ちょっと余りにも時間が長過ぎて、佐野市は断続的にやつてきた部分があるんですねが、ここ二年ぐらいはきつと連続でやつっているんだと思うんですよ。しかし、いわゆる実施の状況について確認する行為を恐らく怠つていたのではないか、このように言えますね。

私は、こういう不正な問題が、これから、今度の法改正に絡んで、民間の産廃業者で焼却施設を持つているという業者に対して、同じ形状の処分についてでは許可なしに一般廃棄物の焼却なり処分まで出していいですよという法律改正になりますね、今回の法改正で。ということになると、極めて問題が多くならないか。

自治体に一般廃棄物処理責任のあるごみが、民間の焼却施設を持つている産廃、一廃の業者の方に流れていくことは可能になつてくるわけですけれどね。品物には一定の限界があるようですがれども、これはどんどん広がっていく可能性があるということを考えると、自治体の責任が非常にあいまいにさらになつっていくのではないか、このように危惧をいたします。

ということになると、自治体の責任を全うする意味で、一年以上にわたり継続的に委託する場合は実施の状況を確認しろというのではなくて、私は、少なくとも一ヶ月に一遍ぐらいはきちっと確認しろ、継続的にチェックするなり。常にその現場に行つて見てくるというんじゃないといいから、何らかの形で確認をしておくというようなことが必要なんではないか、このように思つんです。が、一年以上になる場合には実施状況を確認しろというところは、これはちよつと余りにも間延び

し過ぎているというか、ノーザロ」というか、チエツク機能が果たせない問題を生じるのではないか。少なくとも、佐野が、毎月ぐらいに実際にどこへ行つているんだということを最終処分まで確認していたならば、実際は品物は流れではない、これはおかしい、どこへ行つているんだということになつたらば、調べていつたら、業者から鹿沼のクリーンセンター、焼却施設の方に流れいつて、鹿沼の最終処分場の方に行つていたというふうな実態が見えてくる、わかつてくる。おかしいというのがわかるはずです。

それが、一年以上もやらないということ、実際はやつていないんだと思うんですよ、実際はやつていない。一年以上あつたとしてもやつていない。だから、結局、不正な利得を佐野市に業者が要求して、鹿沼市に払う分との差額を懐に入れていたというようなことが起こってきたのではないですか。

少なくとも一年以上では長過ぎるということを考えるんですが、政令の中で、この辺については私はぜひ対応していただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○飯島政府参考人 一般廃棄物の民間業者への処理の委託基準の政令のお話でございますが、基本的に政令があろうとなかろうと、一般廃棄物の処理の最終責任、全体の責任は当該市町村にあるわけでございますから、当該市町村が民間業者との委託契約をおきまして、どのように処理の状況を把握していくか、きちんと契約書で確認してお必要があるとまず思つております。

ですからそこで例えれば毎月でも何ができるかと思いますけれども、仮に、先生のお話が、政令の方の基準においても一年以上継続しない場合のときの懸念についての御質問だと思いますので、これについては、実態も踏まえまして検討させていただきたいと思つております。

○小林(守)委員 それでは、ぜひ御検討をよろしくお願いしたいと思います。

〔委員長退席、近藤(昭)委員長代理着席〕

事実がまだ完全に確定されてわかつておりますので、私も確信を持った言い方ちよつとできなんですが、それとも、しかし、その辺に問題があるなというのはわかつてきます。

事業者なり排出自治体にその情報が行く。即座に行くなれば一番いいんですけども、それも伝票であつても何らかの形であつても、私は、行くよとうな仕組みでないと、この問題は、これから民間の委託業者、あわせ一廃というか、民間の産廃の

も、初めから鹿沼市のクリーンセンターに持ちは  
むという契約であれば恐らく何の問題もなかつた  
と思うんですね。そこに民間業者が介入して、そ  
してそこで不正が行われたというのが今回の問題だ  
だと思います。

電子マニフェストの利用率の推移はどうなつていいか、また、利用率は制度を導入した時点の政府のもくろみと比べてどうしたことなのか。全産業界にマニフェストを導入したのは九七年ですから、既に六年経過しているわけですが、さきの

で大事なことは、実際に品物は鹿沼市のクリーンセンターに持ち込まれて焼却され、その灰は、ほかの、もちろん、鹿沼市の市民の出した一般廃棄物と一緒に焼却灰になつて鹿沼市の最終処分場

焼却業者が一般廃棄物の焼却までできるような形になつていくことを考へるならば、さらにこの問題は深刻になつていくというふうに言わざるを得ないんです。

基本的に、鹿沼市側でチェックができるかとい  
う話なんですが、実際に鹿沼市がどういうふうに  
情報を取り扱ったかについては承知しておりませ  
んが、一般的には、当該市町村は、一般廃棄物が

近藤昭一理事の質問の中でもかなり詳しく触れてはおりますけれども、確認の意味で御答弁をお願いしたいと思います。

に流れていっている、最終処分されたというのが実態です。事実はそういうルートなんですね。

しかし、そうなつたときに、鹿沼市のクリーンセンターという焼却施設を持った行政の施設とそ  
れから最終処分場、ここから、この品物はどこか

そのルート、実際の埋めたところからもとの排出事業者に行くというふうなシステムがあわば、実際は、この品物をこれだけ処分しました、だけれども、送りつけられたところは、いや、宜談じやないよ、おたくの方へ私の方のごみが行つ

出てくる場合に、それに対して計量伝票を発行して、受け付けたことを民間業者に確認いたしますけれども、廃棄物の処理が完了したというようつた情報まで民間の業者に返送しているということは通常はございません。

でございますが、この制度が実施されましたのは、十年度からでございます。その十年度は八千件でございました。十二年度は十万件。それから、一般もお答えいたしました十四年度は四十一万件と、年々普及が進んでおりまして、最近三年間、

ら来ましたというふうに、出元というか、もともとの委託先というんですか、どこの業者から来た、鹿沼市内の事業系の一廃であれば、どこの業者が出した焼却灰がこれだけの量になつて入つています、それから、ほかの自治体の、佐野市とかほかの市町村もありますが、例えば佐野市の何月何日の一般ごみの焼却灰の量がこれだけ入つてますという形で、クリーンセンターの焼却のとき、それから最終処分場の埋め立てのとき、そこにおいて、当然、量的には、区別はできませんから、一定の量で把握するんだと思いますが、そり

ているのはずがありません、うちの方は鹿沼の民間の処理業者にやつもらつて最終処分場は別のところに、どこかの県の、例えば秋田県とか岩手県の方の最終処分場に行っています、例えばです。そういうふうな書類が来ているんだから、鹿沼市に行つているはずがない、おかしいというとで、すぐにチェックできるはずなんですよ。それがシステム上にないというところに大きな問題があるなというふうに私は思うんですよ。行政がやることだから心配ないというのは、こぼらうとはご存じます、萬々より下玉生じてしまふ

ですから、そのチエックというのは、今までで  
はできていらないというのは先生の御指摘のとおりで  
ございますが、両方でダブルチエックする方が確  
実だという御趣旨はよくわかりますけれども、  
そもそもは、排出元の市町村がきちんとこれを確  
認しなければいけない。先ほど政令で義務化して  
いるのは一年以上というお話をございましたが、  
それを含めまして、排出元の市町村が自分のと  
ころの処理責任のあるごみがどこでどうやって最終  
処分されたかは確認できるようにしていかなければ  
なりません。こうしたことについても十分で、そ

紙の約一%になります。

近年、利用拡大が急激に進展はしておりますけれども、今後も一層の普及促進が必要であるという認識をしております。

○小林(守)委員 それでは、電子マニフェストの普及がまだ一%というお話をなんですが、利用ができよい、あるいはしない、何がどういう事かを首

量を、委託先、一番もとの派出事業者と言つてい  
いか、佐野市とか、鹿沼市なら鹿沼市内の一般の  
派出事業者、そういうところに、こういうのをこ  
れだけ焼却し埋め立てましたという報告書が行く

○坂島政府参考人　先生のこれまでの御旨商で  
み出してしまる温床になつてゐるんではないか  
システム上の問題だ、このように思ふんですが、  
いかがですか。

はいいたしょんごとてござりますので、それに付いては、こういつたことが起きないような検討を十分させていただきたいと思います。

さうしてあるいはしない人はどうして事業者なんか、調査分析を行つてゐるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

ざいますが、その前の御質問にお答えしましたように、排出元の佐野市がきちんと最終処分まで確

いたいと思いまして、  
また事実がさらに詳しく確定した時点では、私  
自身も再検討したいなとは思いますがあくまでも少くとも

まして電気料金も同じなんですか。出事業者がまず発行する、そういうことで、契約相手の処理業者もその後利用を促すというのが普通

チエックできるシステムが成り立っていないのではないか。市のやることだから心配ないというような、一定の甘えた構造というんでしようか、そちら辺に大きな穴があるのではないか。

少なくとも、そういうシステムができているならば、何も民間の産廃のようにマニフェストをやれということまでは必要ないかもしませんが、何らかの形で、最終処分の段階まで、もとの排出

認できるシステムができていたればそれはそれで解決したと思うんですね。先生の今の御指摘は、さうに、間違つて来た受け入れ側の方でもダブルチェックができる仕組みがあつたらもっとよかつたのではないか、こういうふうに受け取つておるんですけど、そもそも、不正じやなくて、もともと佐野市が一般廃棄物の処理についてダイオキシン対策で困つたので民間業者に委託したわけですけれど

もその辺に問題があるというのはわかつてましたところでございますので、御検討をぜひよろしくお願いしたいと思います。法改正に絡んで、そういう問題もこれからさらに懸念されるということは言えると思うんですね。

それでは次に移りますが、民間の産廃のマーケットの関係で、今回の法改正の中でもいろいろなところと議論されているところであります、まず、

通のマニフェストの考え方でございますので、掛出事業者の利用が行きとなります。

は、中小零細の事業者、あるいは廃棄物の排出量とか排出頻度が少ないもの、こういう結果になっているところでございます。

〔近藤(昭)委員長代理退席、委員長着席〕

○小林(守)委員 そういう、産業構造というんでしようが、業種、業界の状況の違いがあるのはわかりましたが、普及を図るための方策は何が重要と考えているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○飯島政府参考人 今、どういう事業者が利用してどういう事業者が利用できないかというお話をいたしましたが、確かに、全国展開しているところは電子マニフェストの利用のメリットが大きいということですが、また、利用していないところは、負担が大きいということ、それから、排出頻度が多くない、排出量が少ないといったことから動機づけが働きにくいわけで、これをどう改善したらいかということだと思います。

現在導入を進めているのは、利用頻度が多くないような事業者向けのシステムでございまして、専用回線への接続ではなく、普通のパソコンのインターネットで利用できる方式とか、パソコンが設置できないような場所、現場もございますので、そういうところでは携帯電話方式の導入といったものを進めてきているところでございます。

いずれにしても、電子マニフェスト、これができれば、排出事業者、処理業者においても実はメリットになるはずでございますので、一たん利用するとそのメリットも実感できるということで、このメリットのPRにも努めてまいりたいと思っております。

○小林(守)委員 もう一つ、産業廃棄物の最終処分場の残余容量と残余年数というのが毎年年次報告されてくるわけなんですねけれども、このデータがどうも、理解がなかなかびんとこないというようなところがあります。アバウトな集計、推計を行つてゐるのではないか、このように思うんですねけれども、実際に産廃のすべてに電子マニフェストが義務づけられていけば、相当の正確度という

か、データ集積が素早く、また正確にできるといふうに私は思つてます。

九七年以降のマニフェストの活用について、残余年数とか残余容量の集計の際に、毎年出されている産廃のデータ報告、これについてマニフェストはどういう役割を果たしているのかいないのか、これをちょっとお聞きしたいと思います。そしてまた、電子マニフェストになれば相当の利用が期待できるということになつてゐるのかどうか、その辺についてどうお考えになるか、あわせてお聞きしたいと思います。

○飯島政府参考人 マニフェストを産業廃棄物のデータ集計に活用できるのではないか、こういう御指摘だと思いますが、そもそも、先生よく御承知のように、マニフェスト制度は排出事業者が適正な処理の委託を確保するための制度でございまして、行政側におきましても、処理の委託の流れがどうなつてあるかを個々にチェック、監視することは可能でございまして、都道府県が立入検査を行つた際に、マニフェストによりその流れを確認して不正を発見する、あるいは証拠資料として活用するということがあるわけでございます。

マニフェストの全数集計による最終処分量の集計というのは、現在まで行われておりません。それはもともとの目的が違うということで、活用ができるのではないかというのは全く同感でございませんが、今まで全数集計をしていることはございませんが、そういう個別の判断には使わせていただいております。

それを、実際に正確な実態がつかめるはずなので、何とかできないかというお話をございますけれども、実際、これは行政にとつては大変な業務でございます。先ほど申し上げましたが、電子マニフェストだけではなく立入検査や実際の報告徴収で確認していくことが重要でございますが、先生御指摘のように、もし電子マニフェストでできれ

ば、これは大変効率的になるだらうということは私も同感でございます。

○小林(守)委員 電子マニフェスト化が進めば、いわゆる物の流れが即時によくわかるということと、それから集計データも非常に精度の高いものが出来ると、早急に電子マニフェストの義務づけ、義務化というようなことが求められているんですが、現実は1%の段階であるというような状況もお話しいただきました。

それで、いろいろと考えていて、すぐ全部やデータ集計に活用できるのではないか、こういう御指摘だと思いますが、そもそも、先生よく御承認の上ではございますが、例えば収集運搬業者とか、あるいは中間処理業者とか最終処分業者、これらについては、業としてやつてあるべきではないから、当然これは義務づけてしかるべきではない承認の上ではございますが、例えは収集運搬業者とか、あるいは中間処理業者とか最終処分業者、これらについては、業としてやつてあるべきではないから、当然これは義務づけてしかるべきではないのかな、このように考えられます。その辺についてはいかがですか。

○飯島政府参考人 産業廃棄物管理制度はそもそも、先ほど申し上げましたが、排出事業者の適正な処理の委託を確保するための制度でございまして、処理業者のみに電子マニフェストを義務づけるというのは、これは制度としては少し違うのではありませんけれども、基本的に、排出から最終処分までの一連の流れ全体が電子マニフェストで管理できれば、排出事業者、収運業者、処分業者、全体もメリットをこうむることができます。ただ、どこどこブロックとか、そういうところだけでもモデル的にやるというようなことの導入はできないのかどうか、その辺についての提言をいただきました。

もう一つは、ブロック単位に、例えはモデル的に許可業者だけでもマニフェストの電子化とか、関東ブロックとか、関西ブロックとか、東北ブロックとか、どこどこブロックとか、そういうところだけでもモデル的にやるというようなことの導入はできないのかどうか、その辺についての提言をさせていただきますが、いかがですか。

○飯島政府参考人 地域ブロックごとにモデル事業を行つてはどうか、こういうお話をだと思いますが、先ほど言いましたメリットの多い人と少ない人は、地域ブロック単位で見ても結局同じ分布をしてしまうのですから、先ほど御答弁させていただきましたように、例えは公共関与の廃棄物処理センターで処理されるようなものについてモデル的に検討するということは可能だと思います。

先生の御指摘よくわかるんですが、例えは首都圏とか近畿圏とかいうイメージだと思いますけれども、そこの公共関与の廃棄物処理センター、施設に申し込む場合は電子マニフェストでなければ受け付けない、そこまで言えるかどうかわかりませんが、電子マニフェストを誘導するような方策を講じるということは、十分検討に値すると思つています。

○小林(守)委員 当分の間、やはり紙マニフェスト、紙を媒体とする手書きのマニフェストと電子

立つて、いろいろ工夫もしながらやっていくつていただきたいな、このように思います。

やはりマニフェストの持つてある当初の意味と、その活用の仕方というのは広がっているんだというふうに思いますし、活用の仕方を合意形成の上に行つていくならば大きな威力を發揮できるシステムもあると思うんですね。

そういう点で、電子マニフェストを、全国一斉に網をかけるみたいなことは難しいという状況であります。そして、もちろん、全業種に対しても、全排出事業者に対してかけるというのも難しい状況だということで、今特定の、業とする者についてはかけてはどうかというような提言をさせていただきました。

もう一つは、ブロック単位に、例えはモデル的に許可業者だけでもマニフェストの電子化とか、関東ブロックとか、関西ブロックとか、東北ブロックとか、どこどこブロックとか、そういうところだけでもモデル的にやるというようなことの導入はできないのかどうか、その辺についての提言をさせていただきますが、いかがですか。

○飯島政府参考人 地域ブロックごとにモデル事業を行つてはどうか、こういうお話をだと思いますが、先ほど言いましたメリットの多い人と少ない人は、地域ブロック単位で見ても結局同じ分布をしてしまうのですから、先ほど御答弁させていただきましたように、例えは公共関与の廃棄物処理センターで処理されるようなものについてモデル的に検討するということは可能だと思います。

先生の御指摘よくわかるんですが、例えは首都圏とか近畿圏とかいうイメージだと思いますけれども、そこの公共関与の廃棄物処理センター、施設に申し込む場合は電子マニフェストでなければ受け付けない、そこまで言えるかどうかわかりませんが、電子マニフェストを誘導するような方策を講じるということは、十分検討に値すると思つています。

○小林(守)委員 ゼひ段階的に導入をしていく、それを積極的に前倒しでやつしていくという観点に

マニフェストが、だんだん電子の方が多くなつていつて、逆転していくような状況をいかに早くつくるかということだと思いますが、段階的にそういうふうな方向を目指すためにも、紙マニフェストを選択している事業所あるいは業者に対しても、一定の頻度で立入調査をきちっとして、電子化への誘導を図るというよなことも含めて取り組む必要があるのでないか。この辺の、紙マニフェストと電子マニフェストの併存ではない、圧倒的にまだ紙マニフェストの状態なんですねども、これについて、今後の進め方等も含めて、大臣の方から総括的に御答弁いただければというふうに思います。

○鈴木国務大臣 マニフェストの電子化につきましては、さきの委員会でも近藤先生から御指摘がございました。その際、義務化をということでございましたが、先ほど長部の方から答弁いたしましたとおり、まだ電子化一%という段階でございまして、まだ電子化一%といふうに思つてはいるわけでありま

御指摘のとおり、マニフェストの電子化、これは効率的に情報を管理、活用できますし、それから不適正処理の防止にも有効であるということでありまして、御指摘のとおり、今後の廃棄物行政を考える上でこの電子化というのは大きな一つの柱である、そういうふうに私も認識をしているところでございます。

そのためには、電子化への誘導策というものをとつていかなければならぬわけであります、そのためには、電子化への誘導策というものを実施し、公共関与の処分場に搬入される産業廃棄物での導入の検討、実施など、こういうものに取り組んでまいりたい、そ

ういうふうに思つてはいるところであります。

それから、電子マニフェスト、これは積みかえ保管場所、中間処理施設、最終処分場などにおける産業廃棄物処理の実態の追求、不適正処理の早期発見のため大変有効な手段でありますけれども、これについては、時間の制約もございまますので、廃棄物処理はブロック単位域内処理で考えていく場合に、国が提唱して

いる廃棄物処理センター、廃掃法にありますように要望しておきます。

次に、廃棄物の処理施設の……

○松本委員長 〔速記中止〕

○小林(守)委員 ゼビそういう方向で積極的に電子マニフェスト化を図つていただきたい、このよう

くとも重要である、そういうふうに思つてはいるところであります。

○松本委員長 〔速記中止〕

○小林(守)委員 産業廃棄物について、ある程度

の広域移動はやむを得ないというふうに思います

が、今も提言しましたけれども、各ブロックごと

に処分を完結するというような仕組みが必要

なのではないかなと。自区域内処理原則とい

うか、産廃税の絡みも含めて、東北は東北ブロック

でというような意向もあるやに聞いておりますけ

れども、産廃の各ブロックごとの処分の完結性と

いうか、自己完結性みたいな物の考え方というの

は必要ではないのか、このように思いますが、こ

れについてお答えいただきたいと思います。

○飯島政府参考人 産業廃棄物につきましては、

適正に処理される限り、都道府県の区域を越えて

処理されること自体は問題とされるものではない

と思つておりますけれども、現実に、大都市圏で

大量に発生いたしまして地方圏で不適正処理や大

規模不法投棄の事件が起きている、こういったこ

とを考えますと、全国的に円滑な処理ができるよ

う、例えば大都市圏ではその域内においてできる

限り処理の受け皿を確保する、こういった方向が

必要であるというふうに認識しております。

○小林(守)委員 それでは、時間の制約もござい

ますので、廃棄物処理はブロック

が共同で設置した広域的な廃棄物処理センターも

補助対象事業として追加をして、支援措置を設け

ているところであります。

それから、近畿圏におきまして、昨年度、広域

的廃棄物処理センターの整備も視野に入れまし

て、近畿の自治体間による検討を環境省としても

支援をしたところであります。

今後とも、広域的廃棄物処理センターの整備等

により、大都市圏における広域的な処理体制の整

備を促進してまいりたいと考えております。

○小林(守)委員 最後になりますけれども、今回

の法改正で、不法投棄の未然防止の対策あるいは

未遂罪の適用導入、こういうことが改正法で取り

組まれております。また、廃棄物の疑いのある物

については報告徵収や立入調査ができるというよ

うなことも制度化されるわけであります。また、

今までの議論の中にもありましたように、紙マニ

フェストが、四千五百万件というような膨大なも

のが都道府県にも一応書類が来るわけですね。こ

れらについて不適正な処理を見発していくとい

うふうに思つてはいるけれども、実際それは電子マニ

フェスト化すれば相当効率的にそれができるとい

うことにもなりますし、また、未然防止の役割も

果たせるということになると思うんですが、排出

事業者の責任を排出元までさかのぼっていくため

この廃棄物処理センターの構想に基づいて、都道府県单位ではなくてブロック単位で各都道府県が

業務を分担した効率的な広域の廃棄物処理セン

タの構想というか考え方で誘導していくはどう

うかというふうに考えますけれども、これは大臣

のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、先ほども申しましたけれども、最終

処分場の処分の残余容量とか最終処分量の環境省

が毎年公表しているデータの信頼度というんです

かね、これについても、やはりマニフェストがき

ちつと整備されれば精度が増していく。それ

から、計画的な施設の整備とかそういうこともで

きてくるわけでありまして、統計的な基盤が整備

されないと、科学的、客観的な、計画的な廃棄物

行政はできないんではないか、このようにも言え

ます。

しかし、今回の法改正も含めて、これから抱え

ている問題も含めて考えるならば、抜本的な人

的、組織的体制の改革が求められている。都道府

県の廃棄物行政にかかる、環境管理行政にかか

わる職員の数を見てみれば、これまでまさに粗

末というか、惨憺たる状況だ、これでよくやれ

るな、気の毒だなと思えるくらいの実態だという

ふうに思います。専従職員がいなくて、みんな兼

務されているというようなこともございますし、

実際に業界団体に行くとなれば、これはまた一人

でなんかちょっとなかなか行けない。また、説得

するにしても、いろいろ話をするにしても、相当

度胸のある的確な人でないとなかなか適正な行政

執行ができる環境にあるのも事実だと思うん

ですよね。

そういうことになつてくると、やはり人的、組

織的体制をしっかりとつくつていくといふことが

現状として必要だと思いますし、電子マニフェス

ト化がそのために必要だというふうに強く、私は

実態を見て、人的、組織体制、県や市町村の廃

棄物行政にかかる、不法投棄防止とかその指導

監督に当たる職員の体制がお粗末に尽きるという

ふうに思うんですが、これらについて大臣の見解

をお聞きして、私の質問を終わりにしたいと思ひ

ます。

○鈴木国務大臣 廃棄物行政を円滑に進めていく上では、国でありますとかあるいは都道府県の人の組織の確保、それから御指摘の電子マニフェストの普及拡大ということ、これは重要な基盤である、そういうふうに思つてゐるところであります。

まず、都道府県におきます必要な担当職員が確保されるということが大切であるわけでありまして、今後とも、産業廃棄物行政の重要性について地方自治体でありますとか総務省に十分説明をするとともに、環境省の職員、出先でありますけれども地方環境対策調査官等、国の職員の確保についても努力をいたしまして、国と地方自治体一体となつてこの廃棄物行政に当たるような体制づくりに引き続き努力をしてまいりたいと思います。

マニフェストの電子化につきましても、先ほど申し上げましたような普及策というようなものもしながら、その普及に努めてまいりたいと思つております。

○小林(守)委員 終わります。

○松本委員長 川内博史君。

○川内委員 おはようございます。民主党の川内

博史と申します。

本日は、委員長や理事の先生方のお許しをいただきまして質問をさせていただくこと、心から感謝を申し上げさせていただきます。

時間が十一時三十二分までございますので、早く始めさせていただきますが、まず、何を今さらそんな基本的なことを聞くんだというところから始めさせていただきたいんです。

産業廃棄物の最終処分場について、安定型、管理型、遮断型、それぞれの型についての全国での整備状況をまずお聞かせいたきたいと思います。

○飯島政府参考人 全国の産業廃棄物最終処分場の許可件数でございますが、十三年度四月現在、二千七百十七カ所。三つの種類がござります。安

場が千三十三カ所、遮断型の処分場が四十一カ所でございます。

○川内委員 この五年間で新設許可された管理型の処分場というのが一つも設置されていない都道府県を教えてください。

○飯島政府参考人 管理型最終処分場の新規許可がされていない都道府県でございますが、岩手県、栃木県、石川県、山梨県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、佐賀県、宮崎県の十府県でございます。

○川内委員 許可されていないところが十府県あるということになりますが、実際には、許可をされていても、いろいろな理由によって工事に入っていないというか、稼働していないというか、そういうところも何県があろうかと思うわけであります。我が鹿児島県もそうなんですけれども、産業廃棄物最終処分場を設置するということは大変な困難を伴うというふうに私などは聞いているわけであります、具体的には何がこの産業廃棄物の最終処分場を設置する上で困難になつてゐるのかという、その原因についての分析をお聞かせいたきたいと思います。

○飯島政府参考人 最終処分場の設置が非常に難しくなつているということなんですが、その原因の分析でございますが、まず、産廃につきましては、不法投棄など不適正処理、これが非常に多くござります。それからダイオキシン問題というのもございまして、産業廃棄物に対する住民の不信感というのが非常に大きくなり、不安感も増大している。そして、設置をめぐる紛争、いろいろな事例がござりますが、どんどん深刻化している。そういう意味で、こういった情報はすべて全国に流れますので、全国的に産業廃棄物の最終処分場のトラブルを未然に防止する、こういう目的で、産廃処理施設を設置するに当たりまして住民同意を得ることを要件として、そうでなければ施設の許可の申請を受け付けないというところが多いわ

けでございますが、同意する住民の範囲の問題、あるいはそれに伴つて不透明な金銭授受が行われる

ような問題、こういったことが起きておりまして、さらにこのトラブルを複雑化しておりますが、大変複雑な状況の中で設置が大変困難になつてきているというふうにお聞きをいたしました。

○川内委員 いろいろ今網羅的に挙げていただきまして、それが普通の考え方で、こうしたことも最終処分場設置を困難にしている原因ではないかと考えております。

今後、環境保全のための取り組み、あるいは、今回のこの法改正のようく規制の強化が進めば進むほど、さらに新規の処分場の設置というものがますます困難になつていくわけであります。そうすると、困難になればなるほど、実は、新規の開設というか新規の設置についても、今部長さんが

御答弁をされたような不透明な金銭の授受あるいは住民の皆さん心配がさらになります高じていらうというふうに思うわけであります、今後どのように対策をおとりになるのかといふことをお聞かせいたきたいと思います。

○飯島政府参考人 最終処分場の設置が困難といふのが典型的にあらわれているわけでござりますが、産業廃棄物の処理に対するこれまでの世の中の見方というのがやはり非常に問題ではなかつたかと思います。

と申しますのは、実際にそういう不適正な処理が行われているわけですから、やむを得ないとところがあるわけでございますが、悪い業者がもうけやすいような、そういった環境があつて、それがきちんと追及されていなかつたということがあります。

これは厚生省時代からござりますけれども、平成九年と平成十二年に廃棄物処理法の改正がございまして、この改正によつて規制が強化されております。

この規制強化というのは、基本的には排出事業者責任の徹底、これを行つて、優良な廃棄物処理許可の申請を受け付けないというところが多いわ

良な方がいらっしゃるので、優良な廃棄物処理業者が廃棄物処理という市場の中で優位に立てるよ

うな、そういう改革を行つていいこうということございまして、それによつて、立地困難であつた廃棄物あるいはリサイクル施設といったものもきちんとできるようになる、こういう改革のための規制というふうに理解しております。規制を強化すればできなくなるというのが普通の考え方ですが、それは悪い業者は撲滅する、悪い業者は追放する、いい業者が立てるようになります。

ただ、そうはいつても、民間の施設、なかなかここまで体力のあるところは出てきておりません。その間、公的主体の関与、公共関与で、ある意味では補完的なんですが、施設の整備、運営を図ることが信頼性の回復にもつながるのではないかというふうに考えておりまして、民間の資本や人材も活用して、公共関与の施設整備を図るために環境大臣が廃棄物処理センターとしての指定をいたしました、この廃棄物処理センターが行う最

終処分場の整備に對しまして國庫補助が行われることになつております。十二年度以降、國庫補助を開始して事業が始まつてゐる廃棄物処理センター、全国で最終処分場は六カ所整備が進んでいます。

○川内委員 それでは、ちょっと視点を変えまして聞かせていただきたいと思いますが、全国で排出されている産業廃棄物の毎年の総量と現在稼働している最終処分場における埋立量との関係について、どのくらいのペースで埋まつてゐるのかと

○川内委員 それでは、ちょっと視点を変えまして聞かせていただきたいと思いますが、全国で排出されている産業廃棄物の毎年の総量と現在稼働している最終処分場における埋立量との関係について、どのくらいのペースで埋まつてゐるのかと

○飯島政府参考人 最終処分量や残余容量、それがどれだけ残つてゐるか、こういったデータでございまして、これはリデュース、排出抑制を進めていくというの大前提なんですが、現在、産廃の量は、過去十年間ずっと四億トン程度で推移しておられます。近年はやや減少傾向、四億

ません。

ところが、最終処分量は、リサイクルあるいは

中間処理の減量化というのが進みまして、近年差実に減少してきておりまして、御紹介いたしましたデータでは、平成八年度に六千万トンだったものが十二年度には四千五百万トンまで減っております。

それから、残余容量はどうなつていて、どうなつて、どこでございますが、全国の最終処分場の残余容量でございますが、平成九年度までは二億一千五百立方メートル程度で、ずっと同じぐらいで推移してきました。これは埋まつてしまふものもあれば、新しくできるものもあるということでございますが、平成十年度以降、先ほど先生御指摘になりました規制の強化の改正以降、減少傾向になつておなりまして、十三年四月現在でございますが、一億七千六百万立方メートル、先ほどの二億一千万立方メートルに比べまして二割程度少なくなつております。

○川内委員 最終的に処分される量と残余年数について、懸命な御努力の結果ということなんでしょうか、三・九年というふうに伸びてきているという御説明だつたわけでござりますけれども、それでは、この五ヵ年間、過去五年間で許可を出した産業廃棄物最終処分場につき、安定型、管理型、遮断型、三種類の型に分けてそれぞれ許可を出した件数を教えていただけますでしょうか。

○飯島政府参考人 先ほど申し上げましたように、平成十年度ぐらいまでは許可の数が百件以上だったんですが、十一年度以降非常に減つております

○川内委員 法律の改正がだんだん厳しくなるとともに、結局処分場の許可を出す件数も減ってきてる、少なくなつてきている。一方で、ごみそのものの排出量のリサイクルに回すとかいろいろな努力によつて、何とか残年数を〇・二年とか〇・四年という感じで伸ばしてきてはいるんでしようけれども、将来的なことを考へると、今お答えいただいた現状の設置のベースで果たして十分なのかということを思はざるを得ないんですけどそれども、今のベースで十分なのかということをおちよつとお聞かせいただきたいというふうに思ひます。

○飯島政府参考人 最終処分場の残つた容量と実際に最終処分する量との関係で大丈夫かどうかが決まるわけでございます。先ほどお答えいたしましたように、その結果三・九年まで若干伸びてておりますけれども、先ほど、新設の件数が大幅に減少したということを考えますと、今後とも最終処分場は逼迫した状況になるということは避けられないと思つております。

そのため、最終処分場の建設を進めるということもあるんですが、その前になります最終処分量を減量化していくこうということで、廃棄物処理法で国の基本方針を定めておりますけれども、これは、平成二十二年度二〇一〇年に最終処分量を半分にしようという目標を掲げて減量化の推進を図つているところでござりますし、三月に閣議決定、国会に報告いたしました循環型社会形成推進基本計画におきましても、これは一般廃棄物の最終処分量を含めてございますけれども、平成二十二年度には平成十二年度の最終処分量を半減させる、こういう目標を立てたところでございま

○川内委員 公共関与によって最終処分場を整備して何とか体制を整えたいということではありますけれども、私の地元である鹿児島県では、過去稼働していた管理型の処分場というものが何ヵ所かはあつたようになっていて、それどころか、しかし、水質の調査とかはしているんでしようけれども、現在はもう全く埋めてはいないということでありまして、県内に一ヵ所も管理型、遮断型の処分場はない。

平成九年に公共関与、鹿児島県が主体になつて処分場をつくるということになつたんですけども、それから五年たつて平成十四年になつても予備調査にすら入れないと、いう状況だと聞いております。なかなか地域住民の皆さん方の理解を得ることができないということで、公共が関与をしたとしても、この産廃の処分場というのはなかなかに信頼を得にくいものになつてしまつているんじゃないかなということを感じると、ただ公共が関与しますからだだけではなくて、もっときちんと一工夫も二工夫も状況を開いていくためには必要なのではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○飯島政府参考人 鹿児島県のお話を伺つておりますけれども、公共関与による最終処分場の整備につきましては、先ほど、廃棄物処理センター方式で既に六県で整備が進んでおる。必ずしも、みんな初めからうまくいっているわけではございません。

これが民間の場合も同様だと思ひますけれども、事業者となる主体が、環境影響とか施設の安全性につきまして、地元の方々に十分情報公開をしておりまして、それがなければ地元の理解と信頼を徹底して説明していくことが大前提になつておられます。それがなければ地元の理解と信頼は得られにくいというふうに考えております。公が関与する場合には、こういった情報公開ある

いは地元への説明につきましては、一層丁寧に対応が求められているものと思います。

いずれも、先ほど申しましたように鹿児島県、だけではなく、この問題については努力をされているところでございます。環境省といたしまして、最後の最後の残渣は適正処分する最終処分場がどうしても必要でございますので、これが非常に重要であるという点につきましては、国民の御理解を得られるよう、情報公開の上に説明を続けていきたいと思います。

いずれにしても、いろいろな事例で大変苦労された上で、きちんと理解をいただいて進んでいるところもございますので、住民とのコミュニケーションの方等につきましては、私どもも勉強いたしまして、その成果を鹿児島県を含め各地方公共団体に周知していくかたいというふうに考えております。

○川内委員 今御答弁にありましたように、情報公開をし、そのリサイクルを進め、これは何としても解決をしていかなければいけない課題であるという御認識をお示しいただいたわけであります。

そこで、今回提案されております廃棄物処理法改正案について、これができるまでの間に、産業界の強い反対で改正案の中に盛り込むことができなかつたものがあると聞いております。拡大生産者責任といふんですか、世界的なスタンダードになりつつあるこの考え方を、リサイクルのためにも、あるいは減量化のためにも、どうしても盛り込まなければいけなかつたものを、産業界の反対で盛り込めなかつた。産業界といふと漠然としてよくわからないものですから、具体的には、どの業界のだれが反対したのかということをこの委員会の場で明らかにしていただきたいというふうに思います。

見具申をいただいております。

この制度の拡充なんですが、これはいろいろな考え方があるんですが、基本的に今回考えましたのは、中央環境審議会の意見具申にありましたように、市町村で適正な処理が困難なそういう廃棄物の種類につきまして、何らかの形でその製品の製造者や販売者が責任を役割分担できないか。そのとり方としては、例えば製品の設計で、注射針が問題になつているんですが、注射した後、注射針が引つ込むような製品設計ができれば、けがは出ないとか、その設計段階でごみにならないようなこともありますし、それから、表示をしつかりして、きちんと分別できるようにすることもあります。難しいのは引き取りの話、引き取つて処理をするとということなんですが、安全性の観点からそういった制度を考えてきたわけです。

時間がかかることは当然でございます。  
そういう意味で、今申し上げたようなことをお話ししてきたのはどこの業界かという御質問でございますので、それに対しても、日本経団連の中いろいろな業界がありますが、日本経団連との話し合いを進めてきて、最終的に今回間に合うまでの合意はできなかつたわけでございますが、引き続きこれについては検討を継続しましようとうお話になつております。

○川内委員 時間が残り少ないので、手短に御答弁をいただきたい。

日本経団連のどこのセクションとお話をされていたんですか。

○飯島政府参考人 日本経団連というのは業界団体の集合体でございますので、どこのセクションということではなくて、日本経団連全体として、

けれども、あと何ヶ月かあれば始めたかもしれないというふうに思ってます。私は、この折けであります。私は、この改正では、今すぐにでもまた改正しておきますが、せつからくで産者責任の問題を、いつ法改正か、次の臨時国会に出しますと、そこには出しますとか、その辺の手続きたいというふうに思いまして、ただきましたし、私どもは重要な問題である、そういうところであります。

ればというお話を改正案の中に盛り込  
みた。大生産者責任についての御答弁があつたわ  
けで、この拡大生産業に対する御指摘をい  
うふうに思つてゐる。これたましましては、これ  
はこの委員会の方々から御決意をお聞かせいた  
す。すなはち、この拡大生産業に対する御指  
摘を出すべきだと考へました。正の日程に上げるの  
と/or/とか来年の通常国会に決意をお聞かせいた  
す。

国務大臣 今まで、廃棄物処理法、平成として平成十二年と改正をしてまいりまして、成九年のときにできなかつたもの、その後の理解が進んで、九年にはできなかつたたけ十二年にはできたというような問題もござることは言えないけれども法律の中に盛り込もうとしたところまで、その法律の中には盛り込まれたという言葉が今なかつたんですけれども、して法律の中にこの拡大生産者責任を盛り立てる意欲があらわれであるというふうに考ろしいでしようか。

御承知のように、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、それから最近できました自動車リサイクル法、それぞれ、実はこの役割分担の検討には相当の年月を要しています。物が小さいといえば小さいかもしれません、こういった関係者間の完全な合意を得るには相当の時間がかかるることは、もともと我々も承知をしておりまして、今回は、汎用的な制度、具体的な品目の指定は政令等で行つて、あるいは基準については省令等で行つて、汎用的な制度ができるのか、こういう検討だつたわけでございます。

個別の業界、先ほど申しました注射針であるとか、消火器、ガスボンベ、FRP船とか、そういった個別の業界とはずっとお話を続けてまいりましたが、その対象の品目にこれから上がるかもしれないという不安を掲げる業界もございます。

それから、市町村と製造事業者とはどこで役割分担するか。例えば容器包装リサイクル法だと、分別して回収するまでは市町村の役割にしますと、非常に費用負担がふえてしまって、現在それが非常に大きな問題になつておりますが、どういう役割分担にするか、製品の設計だけでいいのか、こういう問題については、詰めていくと相當いろいろな立場の方々とお話をしてきたことがあります。

○川内委員 これから地球環境的にはごみ問題といふのは、今までもそうですが、これからさらに重要になつていくわけで、そういう個別の品目について、こういう設計をした方がいいとか、そういう技術革新を促すような規制というのは、日本がさらには経済力を逆の意味でつけていくために、無理やりにでもどんどんやつちやつた方がいいと思うんですね。そうすることによって、世界にその品物がどんどん売れるようになるわけですか、リサイクルしやすい商品、あるいは分別がしやすい商品として売れるようになるわけですか。環境省さんが無理やりそういうものを業界に規制をかけていくことによって、逆の意味で技術革新を促す効果が大いに期待できるという意味においては、私は、今回のこの改正案の中に拡大生産者責任はどうしても盛り込むべきだつたろうと、いうふうに思うわけであります。

今般のこの委員会の質疑の中で、政府側の御答弁として、これは大臣もおつしやつてあるんです

先ほど先生から、規制をかけることによって、それがまた一つの技術革新をそこに生み出すインセンティブを与えるというお話をあります。それは私も全く同感であります。廃棄物の分野では、ありませんけれども、例えば自動車の排出規制などは、そういうことによつて、日本が世界一の低公害車をつくり出す技術革新を生み出すインセンティブを与えたということで、そういう一つ一つ、一歩ずつ前向きの規制をしていくということは、ある意味では一つの効果を生み出すものである、そういうふうに思つております。

先生から、拡大生産者責任にかかる法改正をいつやるかということではあります。率直に申し上げまして、今いつとすることは明確にお答えであります。

だがしかし、先ほど申し上げましたとおり、この問題の重要性というものは十分認識をしておりますので、今後、銳意関係方面との協議を進め、検討を進めてまいりたい、そういうふうに思つております。

**○川内委員** あと二分ぐらいなんですけれども、協議を進め検討を進めたいという大臣の御答弁ですが、協議をし検討を進める、そして、具体的な

○川内委員 終わらせていただきます。ありがとうございます。  
○松本委員長 工藤堅太郎君。  
質問の機会をお与えいただきましてありがとうございました。  
私は、昨年の通常国会、当委員会、たしか七月  
九日だつたと記憶いたしておりますけれども、國  
内最大と言われる青森、岩手県境の八十二万立方  
にも及ぶ産業廃棄物不法投棄事件、これを取り上げ  
まして、当時の大木環境大臣に質問をさせていた  
ただいた経緯がございます。  
その後、一年近く経過をいたしたわけであります  
して、当委員会のその後の質疑を通じて大分処理  
が、問題が具体化をしてきたな、そういう感じが  
を持つてはいるわけでありますが、その間大臣がか  
わりまして、鈴木環境大臣が御就任になられたわ  
けでありますて、改めまして御就任に対しまして  
祝意を申し上げたいと存しますし、また、今後の  
我が国の環境行政のトップとしてさらなる御活躍を  
お預期申しあげております。頑張つていただきま  
すよう。

第一類第十一號 環境委員會議錄第十號

平成十五年五月二十三日

的事例であります、今申し上げました青森、岩手県境の不法投棄問題処理とのかかわりについて、どのような手法で処理されるおつもりなのか、そのかかわりについて幾つかお尋ねをしてまいりたいと存じますけれども、その前に、現在、我が国のいわゆる不法投棄、これはその実態がどのようになっているのか、箇所数及び廃棄量、これがどのような状況になっているのか、まずお聞か

環境省におきましては、各年度に地方公共団体が把握した不法投棄事業の件数、投棄量の集計をしていただき報告を受けているところでございますが、大規模な事業については、国民の関心が高いということから、その概要を個別に聴取し、一つ一つの案件についても公表しているところでございます。

法的不備だとかいろいろなことが言われますけれども、環境省が十三年に実施した調査方法を見ますと、都道府県を通じて各市町村へ調査票を送付して、調査対象になるべき要件に該当する場合は報告せよ、そういう形式をとった。本当にこんな調子で、こんな調査だけで実態が把握できたとお考えになつておられるんでしょうか。

ます。  
しかし、今後さらに、その中身と申しますか、把握を十分していかなければならない、そういうう思いはあるわけであります。今後、都道府県が行います監視体制の強化、また不法投棄の情報を通報するそういう通報体制の整備にきちっと支援をしていく、こういうことも通じまして、さらにもうした不法投棄の実態を正確に把握できるよう

せをいただきたいと存じます。  
○飯島政府参考人 産業廃棄物不法投棄の件数、箇所数あるいは廃棄物の量でございますが、これは、統計的に数字の見方が二つございまして、フリーで見るかストックで見るかということでございますが、二つの種類の調査をしておりまして、フロー調査は平成五年から毎年実施しているわけでございますけれども、平成十三年度に新たに確認された不法投棄事案は千百五十件、投棄量が二十四万立方メートルでございます。

を公表していくということは、不法投棄の早期発見や拡大防止に住民の協力が得られるということでも大変重要なことではないかと思っておりますので、各地域におきましても積極的に対応していくだくことが望ましいと思つております。

本当に自分の市町村の財政運営が厳しい、きゅうきゅうとしているような、そういうときでありますから、財政的負担になるようなことは極力避けたい、そう考えても不思議はないわけでありますて、よほどの事案でない限り報告をしない、こういうことも想定をされるわけでありますて、実態は環境省の今お聞きをした報告よりも何倍十倍とは考えませんけれども、勘で言えば七、八倍といつたような、そういう状況にあるのではないだろうかというふうな感じを持つております。

に努力をしてまいりたいと思つておるところであります。  
また、十三年度の実態調査では投棄量不明の事案というのもあるわけでございますけれども、平成十年六月以前の古いものにつきましては、今回お願いしております産廃特措法によって支援をしていくことになりますと、その投棄量を含めた詳細な把握というのも必要になつてくるわけでございますので、こうしたことにつきまして都道府県等に積極的に取り組んでもらいますよ

一方、ストック、言いかえれば残存している産業廃棄物の不適正処分の状況についてでございますが、これは平成十三年六月時点で環境省が都道府県に対してアンケート調査をした結果がございまして、不適正処分の箇所数が六百七十カ所、廃棄量が約千三百万立方メートルでございます。

また、今回の産業廃棄物特別措置法案の対象となり得るものは平成十年六月以前に不法投棄されたものでございますので、四百三十カ所、量で約一千百万立方メートルでございます。

**○工藤委員** これまでのいわゆる廃棄物処理法の種類、できるだけ多くの情報を公表するようしているところでございまして、大規模な不法投棄事案については、そいつた細かい内容についても環境省において公表しているところでございます。

しかも、産廃業者でありますとか中間処理業者あるいは建設業者そういうところの私有地、それから民有地に放置してある、これは、山間部といいますかそういうところをちょっと車で走つていれば、あちこちにそういうのが見受けられるわけがありますが、そういうことは調査に含まれないケースが考えられるわけでありまして、その点も含めて、大臣に御認識をお伺いしたいと思います。

う、この法律の中で規定をされております、環境大臣が定めます基本方針にもその旨をしつかりと明記して、こうした実態の把握、量の把握についても進めてまいりたいと思っております。

○工藤委員 今説明をいただいた、これは市町村調べということになるのであります。が、これはずべて公表されているんでしようか。中には公表されていない事例もあるやに聞いているのであります。が、もし公表されていないとすれば、どういう理由で公表していなければ、その点伺いま

あつたわけですが、本当に十年六月以前の事案が、今四百三十カ所と言いましたが、それで千百万というふうに今おつしやつたよう聞いたわけありますけれども、私は、これはもつともつと多いんじやないかというような感じを持つております。

つきまして、とりわけ青森、岩手の不法投棄につきまして早くから委員会で取り上げ、お取り組みをいただいておりますことに、ます敬意を表したいと思います。

不法投棄問題は思うように処理はできない。だろ  
う、このように危惧をするわけであります。

○飯島政府参考人 不法投棄は重大な環境犯罪と  
考えておりますので、新聞報道も含めまして、各  
地域の不法投棄はある程度既に公知のものとなつ  
ていると考へております。

青森、岩手の問題でも、これまでの経緯を見る限りにおいては、かなり早い時点で当該の市とか町、また両県これは承知しておったと思うわけでありますて、なぜもつと早く対応、対処できなかつたのか疑問点も残るわけであります。

査についての説話などはござりませんけれども、この実態調査は、住民の通告でありますとか、あるいは監視バトロール等を実施いたしました市町村が確認をしたものを取りまとめたものであります。それなりに各地の不法投棄実態をとらえているもの、そういうふうに考えており

また、これまでの環境省の対応についての問題点とか、今後どのような体制で取り組んでいかれるおつもりなのか、その点 お伺いをいたします。

○鈴木国務大臣 一般論といたしまして、こうした過去の不法投棄がそのままになっている、そし

て生活環境上の支障を来しているという状況が続きますと、これは適正に処理をされる産業廃棄物にまで国民の不信というものが広がるわけでありまして、これからも持続可能な社会をつくっていく上で循環型社会をつくつていかなければならぬわけでありますから、その形成にも大きな支障になる重大な問題である、そういうふうに認識をしているところであります。

先生から、どうしてこういうようなことが出てきたのかと。

いろいろ分析をしなければならないと思いますけれども、一つには、過去のこの廃棄物に対する財政的な負担、これは、最終処分者あるいは最後まで責任を持たない排出業者が責任を持つわけであります。しかし、そこに原状回復の資力がなければ都道府県が代執行するということになるわけありますけれども、その代執行に当たつての財政的な負担というものがやはり大きくて、これが一つのネックになつていていたというふうに考えるところであります。

そういうことでございますので、今回、時限立法といたしまして特措法を提出しているところでございますけれども、この法案の趣旨に沿いまして、各都道府県に積極的に対応してもらうようにこの法律ができれば努めてまいりたい、そういうふうに思つております。

また、過去の不法投棄の処理をいたしたといたしましても、また次々新しい不法投棄が出ると困りますので、この未然防止につきましては、あわせて御審議をいただいております廃棄物処理法の改正案におきまして、緊急時の國の立ち入り権限の創設とか、あるいは未遂罪の創設等々行つてゐるわけでありますので、そういうことを通じて、また都道府県とも十分連携をとりながら、未然防止についても全力で取り組んでまいりたいと考えております。

〔委員長退席、近藤（昭）委員長代理着席〕

○工藤委員 私は、環境省の職員ばかりでなく、市町村の職員でありますとか、特に最前線に立つ

警察関係者にも法の趣旨を徹底して理解してもきます。それで、今マニフェストなどによりまして排一一番肝心なことではなかろうか、このように思つてゐるところでありますので、大臣にもさらなる御尽力を賜りたい、このように存じます。

それでは、青森、岩手県境の不法投棄問題と今回特措法をリンクさせて具体的にお伺いをしてまいりますが、最初に、その後の経過を踏まえて伺います。

岩手県側の十五万立方のうち、有害物質が二万七千立方にも上つてゐる。当該地域内の土壤とかあるいは水質汚染が確認されておりましたけれども、周辺地域への影響は、青森県側も含めて、汚染が確認されているかどうか。

また、九年の廃棄物処理法改正で強化されたはずのマニフェストによる排出事業者に対する責任追及がどのようになつてているのか。いつまでに責任追及をしていくつもりなのか。また、責任が明確に問えない場合でも、社会的なとか道義的責任として何らかの形で負担させる、協力金等でありますけれども、こういうことは考えられないのかどうか、簡潔にお答えをいただきたいと存じます。

○飯島政府参考人 青森県、岩手県で不法投棄現場の三栄化学工業の事業地の中及び周辺の環境調査を実施しているところでございまして、事業地の中については先生御承知だということで、周辺でどうかということでございます。

全体でいつまでに追及を終えるかということです。が、これはなかなか膨大な作業がござりますし、慎重に扱わなければいけないような事項もござりますので、相當時間も要すると思いますが、無許可業者への委託であるとかあるいはマニフェストの記載違反であるとか、そういう項目ごとに、わかり次第順次かけていく、こういった方針で臨む必要があるというふうに考えております。

それから最後に、責任が問えない場合でも社会的責任、道義的責任が問えないか、こういうお話をござります。できるだけ公費の投入を減らすところまでございます。ですが、なかなか難しいことは十分承知をしておりますが、社会的、道義的責任の観点から協力を

とおりでございます。

それから、今マニフェストなどによりまして排

出事業者責任の追及のための調査を行つてゐるところでございますけれども、これは、まず関係した排出事業者の調べ方として、まず、埼玉県の中間処理業者である県南衛生から提出された資料をもとにいたしまして、収集運搬業者に対しても報告聴取を行つて、そこから排出事業者を出したわけですが、昨日、四月末段階で、これは一応最終集計なわけでございますが、約一万六百社七千立方にも上つてゐる。当該事業者が判明しております。このうち、これらに対しまして、両県では廃棄物処理法の十八条に基づいて報告徴収をいたしております。現在のところ、その九割の事業者から回答を得られ、未報告の事業者に対しても督促をしているところでございます。

今、両県が報告内容をもとにチェック作業を行つてゐるところでございますが、いろいろな違反事項がありまして、特に、現在わかつておりますのは、無許可の業者に委託していたケースというのが約十社見つかっております。これらについては既に、廃棄物処理法十九条に基づいて両県が立入調査を実施したことございまして、今後、聽聞を経た上で、近く措置命令をかけると聞いております。

全体でいつまでに追及を終えるかということでござりますが、これはなかなか膨大な作業がござりますし、慎重に扱わなければいけないような事項もござりますので、相當時間も要すると思いますが、無許可業者への委託であるとかあるいはマニフェストの記載違反であるとか、そういう項目ごとに、わかり次第順次かけていく、こういった方針で臨む必要があるというふうに考えております。

それから最後に、責任が問えない場合でも社会

的責任、道義的責任が問えないか、こういうお話をござります。できるだけ公費の投入を減らすところまでございます。ですが、なかなか難しいことは十分承知をしておりますが、社会的、道義的責任の観点から協力を

得ていくというのは、資金の意味では非常に大事だと思います。

いずれにしても、任意の資金協力を得るとすれば、資金協力を依頼する主体は青森県、岩手県になりますので、環境省としても、両県と十分に連携を図つて、どういうことが可能か研究をしていきたいと思っております。

〔近藤（昭）委員長代理退席、委員長着席〕

○工藤委員 先日の参考人質疑においても、青森県と岩手県では、それぞれの投棄量とか汚染状況が異なつておりますので、原状回復の方法についても、両地域一体として、同時に最良の方法で撤去してほしい、こう望んでいます。

私は、これまでの本事案の経緯を見れば、当該地域の皆さん、青森県とか岩手県とかと分けて処理するよりも、両県、両地域一体として、同時に最良の方法で撤去してほしい、こう望んでいます。

そこで、関係自治体が一体となつて実施計画を立てることによっては、国がそうした手法をどう対応の仕方に違があるな、そういう感じを持つております。

現在の本特措法案の第四条で、都道府県がそれぞれ実施計画を策定するよう規定しておりますけれども、今後このよくな、両県にまたがる問題箇所がほかに出ないとも限らないわけであります。

そこで、関係自治体が一体となつて実施計画を立てることによっては、国がそうした手法をどう対応の仕方に違があるな、そういう感じを持つております。

現在の本特措法案の第四条で、都道府県がそれぞれ実施計画を策定するよう規定まして排

な内容は一つの実施計画として策定するということはあり得るものと考えております。また、両県が個別に計画を策定した場合におきまして、両県の対策の整合がとれないと困りますので、十分な調整を図つていただきたいと思つております。

いずれにしても、ほかの事例でこういうことが起きました場合には、十分連携をとつて実施計画を策定されるよう、適切な指導を行つてまいりたいと思います。

○工藤委員 本法案は、廃棄物処理法が九年に改正をされて十年六月に施行される以前に不適正処分された産業廃棄物の処理に関して、都道府県への国庫補助率等を引き上げる規定を設けたものでありますけれども、それでも私はまだ、不十分だというように思つておきます。

昨年の大木大臣への質疑の中でも、私は、十年六月以前の処理に対する費用負担割合が、都道府県三分の一、国が三分の一、以後の分については都道府県が四分の一、国及び処理推進センターが四分の三、そういうことの理由をお聞きしましたが、残念ながら明確な御答弁をいただけませんであります。

財政難だからだとか台所事情が苦しい、こういふことだけでは、これは地方自治体も同じであります。特に、十年六月以前の不法な産業廃棄物、これは相当有害物質を含んでいる可能性があるわけでありまして、その上時間も経過をしておりますから、環境に与える影響も大きいと見るべきであります。一日も早く処理をすることが必要であります。

そうであれば、今回のような二分の一の補助率で、かつ十年にわたつて推進していきます、こういうような悠長に構えている場合ではないのではなく、なぜ現行法の適用がかなわないのか、大臣にお伺いをしておきたいと思います。

○鈴木国務大臣 平成十年の六月以降と今回の六月以前の補助率の問題であるわけでございますけれども、平成十年六月以降の不法投棄事案についても、小泉内閣は、大都市の再開発事業とかその他の余り訛然としない事案に対し平気で一兆円とか二兆円とか予算を組んでやつてゐるわけありますけれども、これらの不法投棄処理にかかる費用、これはマニフェスト制度の整備あるいは措置命令の対象の拡大など、行政が平成九年改正法に盛り込まれたさまざまな不法投棄防止策を講じることを前提に、その費用の二分の一を産業界から自主的な拠出として受けた結果、実現するものであります。

したがいまして、産業界からの支援を受けられない十年六月以前の不法投棄事案につきまして国のみで四分の三の補助を行うということは、先生も財政事情でというお話をされましたけれども、なかなかこれは困難でありますけれども、できる限りの支援措置ということで、本法案で国から補助率を有害物質を含む分については二分の一とし、その他の廃棄物につきましては三分の一としたところであります。

しかし、重要でありますのは、この補助率だけではなしに、これに初めて地方財政措置がとられたということでありまして、この地方財政措置が今までとられなかつたのがとられたということによりまして、実質、地方の負担というものは相当軽減することができた、そういうふうに思つております。

○工藤委員 今さら言うまでもないわけでありますけれども、不法投棄をされるところは首都圏とか大都市から遠く離れた地域であります。産業者とか、マニフェストに基づいて排出者責任を問うができるのは十年六月以降の不法投棄についてでありますし、大都市圏での廃棄物を不法に処理して迷惑をこうむつているのは、まさに地方政府の第三者なわけです。

また、産業廃棄物適正処理推進センターなどを設立しても、産業界からの出捐金などもそんなにないんだろう、こう思いますし、しょせん国費の投入がなければどうしようもないんだろう、このよう思うわけであります。

○鈴木国務大臣 平成十年の六月以降と今回の六月以前の補助率の問題であるわけでございますけれども、小泉内閣は、大都市の再開発事業とかその他の余り訛然としない事案に対し平気で一兆円とか二兆円とか予算を組んでやつてゐるわけありますけれども、これらの不法投棄処理にかかる費用、これは一千億とか言つておられますけれども、引き続き必要な予算額の確保、これには十分努めてまいりたいと思っております。

内閣を挙げて、大事な問題でありますから、早期の処理に取り組むことができないわけがないと思うのであります。

鈴木大臣とは同じ岩手の選挙区で、その選挙区内に、青森県にまたがるこのような大量の産廃が首都圏から運ばれて、地域住民に多大な迷惑をかけているわけでありますから、大臣には、閣内で大いに発言をされて、大都市の再開発事業も大事なのでありますけれども、こういう問題をきちっとすることが大事だということを、環境予算の重要な発表をされたときも、それを主張していただきたいと存じますが、再度御意見を伺います。

○鈴木国務大臣 先ほども申し上げましたが、今回の産廃特措法における支援の問題でござりますが、有害物質があるところは二分の一、その他は三分の一と規定をさせていただいているところであります。先ほども申し上げましたけれども、今回は特に、地方財政措置をとらせていただいた、そして地方債に対する特例を設けるという措置を講じたわけでありまして、これは、従来の支援措置から比べますと大きく踏み出したものである、そういうふうに思つておられます。

この以上の措置をとることであります。これがなかなか難しい面もありますけれども、地方債の元利償還金に対する交付税措置が講じられまつてありますし、大都市圏での廃棄物を不法に処理して迷惑をこうむつているのは、まさに地方政府の第三者なわけです。

具体的に申し上げますと、仮に全量が有害物質である事案の場合を想定いたしますと、都道府県の実質負担は全体費用の三〇%強にとどまるわけであります。これは從来の負担の約半分になります。

○鈴木国務大臣 平成十年の六月以降と今回の六月以前の補助率の問題であるわけでございますけれども、小泉内閣は、大都市の再開発事業とかその他の余り訛然としない事案に対し平気で一兆円とか二兆円とか予算を組んでやつてゐるわけありますけれども、これらの不法投棄処理にかかる費用、これは一千億とか言つておられますけれども、引き続き必要な予算額の確保、これには十分努めてまいりたいと思っております。

○工藤委員 次に、この青森、岩手の事案に今回の特措法を適用する場合、すべて十年六月以前の問題として処理されるのかどうか。岩手県は一部の廃棄物を現地処理しようと考へているようですが、この点は補助対象になるのかどうか。あるいは、県当局なり公共団体が現地の近くに溶融炉を建設して処理しようとした場合はどうなつか。この点、お伺いをしておきます。

○飯島政府参考人 産廃特別措置法では、支援対象となる事案について条件をつけておりまして、平成九年改正法の施行前、すなわち十年六月以前の不法処分によって生活環境保全上の支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められ、かつ原状回復が処分者等の無資力により履行されない場合に都道府県が代執行する、こういう三つの条件がございます。

ここで言う事案とは、処分者などの同一性、地理的同一性、事件の経緯を総合的に判断して、一つの事案とみなせるものについて要件に当てはまるかどうかを判断することになりますので、本件の場合私どもの承知している範囲内では、まるで不法投棄が開始され、その後、業務停止処分を受けたたんは投棄を停止したもの、同一の三業化工業という会社が再び同一の土地で不法投棄を行つたものであるということで、全体を見て一連の事案と判断しているところでございます。

一連の不法投棄の着手時期が今の十年六月以前でござりますので、今回の産業廃棄物特別措置法の適用対象に当たると考えております。

現地の浄化処理につきまして、岩手県側において、ジクロロメタンなど有機溶剤濃度の高い場所

で現地浄化処理を検討しているというふうに承知しておりますが、今後、撤去の工法であるとか費用、効果、こういったものを比較いたしまして検討していきたいと思います。

また、溶融炉を建設してその溶融炉で処理するというお話を、岩手県におきまして、県北部で公共関与施設の計画があるということを承知しておりますが、原状回復の工程でその処理が始まるのは後年度になるということになりますけれども、県においてそういう計画があるならば、これも一つの原状回復の方法であるというふうに思われますので、費用、効果をしつかりと検討させていただいた上で支援の対象になるかどうかの検討を行ってまいりたいと思います。

○工藤委員 時間も大分なくなつてまいりましたので、この特措法案のもう一つの柱であります起債の特例について伺うわけあります。

今回の立法措置によつて、産業廃棄物に関して、先ほど来の大臣の御答弁にもありましたが、

起債が認められるということになつたのは、これは一定の前進である、このよつては思います。し

かし、この措置が最終的に地方自治体の財政負担をさらに大きくするというようなことになつたの

では何の意味もないわけでありまして、そのた

め、今回の措置では、総務省との間で、地方自治

体にできるだけ負担をかけない、そのための工夫をされたよう�습니다。

そこで、青森 岩手県境不法投棄事案を例に挙げてお尋ねをしますが、本事案の事業費のうち岩手県分について、環境省はどのくらいと見積もつているんでしょうか。

また、本特措法案に基づく支障除去等事業において、起債等の地方財政措置については、起債充當分がどれぐらいで、地方債元利償還金のどの程

度が地方交付税に算入される予定になつてゐるのか。

また、有害廃棄物に対する補助率二分の一とのことでありまして、現状では、本事案に係る有害廃棄物の量が確定していない、こういう状況であ

りますから、ちょっと無理かもしませんけれども、これまでの調査に基づいて、およそで結構です、概算で結構ですから、最終的な岩手県の負担額はどのくらいになると見積もつておられるのか。また、青森県の方もお聞かせ願えればと思ひます、大臣、お願ひいたします。

○鈴木国務大臣 先生から御指摘のとおり、いまだ、有害物質がどの範囲にあるのか、それから処理するところもまだ未定でございますので、あくまで試算ということで考えておりますところを申し上げますけれども、不法投棄量 岩手県分でござりますけれども、これを十五万立方メートル中、撤去するものを十二万立方メートル、それから不法投棄量の約七割が有害廃棄物、このように仮定をいたしますと、事業費の試算といいたしましては百十億円になります。

そして先ほど、地方財政措置、どのように総務省において考えられているかというお尋ねであります。

ますけれども、総務省におきましては、起債充当率七〇%，それから地方債元利償還金の半分、五〇%を地方交付税の基準財政需要額に算入する、

そういう措置を講ずると聞いておるところであります。そういたしますと、岩手県の負担額は百十億円中三十九億円になる、実質負担率につきましては三五%の負担になる、こういう試算でござります。

それから、青森につきましては部長の方から、

○飯島政府参考人 青森県側につきましては、全体六十七万立方メートルのうち、現在、原状回復の手法について最終的な議論がされておりまし

て、三十三万立方メートルは撤去するというのは決まっているんですが、それ以上に撤去すべきではないかという意見がございまして、これは

的な負担の割合というのは岩手県側と同様に三十

数%になるというふうに思われます。時間がなくなりなつてまいりましたので、もう一点だけお伺いをさせていただきます。

○工藤委員 時間がなくなりなつてまいりましたので、もう一点だけお伺いをさせていただきます。

そこで、青森 岩手県境不法投棄事案を例に挙げてお尋ねをしますが、本事案の事業費のうち岩手県分について、環境省はどのくらいと見積もつているんでしょうか。

また、本特措法案に基づく支障除去等事業において、起債等の地方財政措置については、起債充當分がどれぐらいで、地方債元利償還金のどの程

度が地方交付税に算入される予定になつてゐるのか。

また、有害廃棄物に対する補助率二分の一との

ことでありまして、現状では、本事案に係る有害廃棄物の量が確定していない、こういう状況であ

りますから、ちょっと無理かもしませんけれども、これまでの調査に基づいて、およそで結構です、概算で結構ですから、最終的な岩手県の負担額はどのくらいになると見積もつておられるのか。また、青森県の方もお聞かせ願えればと思ひます、大臣、お願ひいたします。

○鈴木国務大臣 先生から御指摘のとおり、いまだ、有害物質がどの範囲にあるのか、それから処理するところもまだ未定でございますので、あくまで試算ということで考えておりますところを申し上げますけれども、不法投棄量 岩手県分でござりますけれども、これを十五万立方メートル中、撤去するものを十二万立方メートル、それから不法投棄量の約七割が有害廃棄物、このように仮定をいたしますと、事業費の試算といいたしましては百十億円になります。

そして先ほど、地方財政措置、どのように総務省において考えられているかというお尋ねであります。

ますけれども、総務省におきましては、起債充当率七〇%，それから地方債元利償還金の半分、五

〇%を地方交付税の基準財政需要額に算入する、

そういう措置を講ずると聞いておるところであります。そういたしますと、岩手県の負担額は百十億円中三十九億円になる、実質負担率につきましては三五%の負担になる、こういう試算でござります。

それから、青森につきましては部長の方から、

○飯島政府参考人 青森県側につきましては、全

て不適正処理が行われるというようなことが発生しておまして、流入県の不信感の増大というも

のがあり、そして、それがまた流出側の県への反発を生じさせている、そういうふうに思うわけであります。

先生から、今、そうした際に流入県へのメリッ

トの付与等も考えるべきではないか、こういうこと

であります、なかなかこれも難しいことであ

りますが、しかし、産業廃棄物を流入県の産業と

しても受け入れられるような、そういうような取

り組み、つまり、かつては産業廃棄物業者の中には本当に悪質業者、今でもいることはいるわけ

すけれども、そういう人がいろいろ問題を起こし

たわけでありますけれども、しかし、数次の廃棄物処理法の改正によりまして、そうした者に対する罰則や欠格条項の強化等もいたしました。そし

て、産業廃棄物業界の中で優良な業者の方々が優

位に立てるような、そして悪質な方はもう撤退し

てもらう、そういうようなことも進めておるところ

であります。

また、産業廃棄物処理業のビジョン、これから

のビジネスモデルなどを示しております、これ

から産業廃棄物処理業といいますものが優良な方

によって行われて循環型社会における重要な産業

になる、そういうことがまた流入県にも受け入れられる産業になるのではないかと思つております。

そこで、三重県を初め幾つかの県で産業廃棄物に税を課す方式を採用しているわけであります

が、現在、国ではここまで踏み込んでいないわけ

であります。

今後、こうした流入県の理解を得るために、産

廃事業者の資格とか設備について厳しくしたり、

あるいは、行政的指導を強めるだけでなく、流入県

にどのようにメリットを与えていくのか、これら

の観点からも対策を考えるべきだ、このように思つておられます。

うわけであります、大臣、御所見をお伺いいた

します。

○鈴木国務大臣 産業廃棄物処理業におきましては、大都市から地方圏に流出する過程におきまして不適正処理が行われるというようなことが発生しておまして、流入県の不信感の増大というものがあります、そして、それがまた流出側の反発を生じさせている、そういうふうに思うわけであります。

先生から、今、そうした際に流入県へのメリッ

トの付与等も考えるべきではないか、こういうこ

とであります、なかなかこれも難しいことであ

りますが、しかし、産業廃棄物を流入県の産業と

しても受け入れられるような、そういうような取

り組み、つまり、かつては産業廃棄物業者の中には本当に悪質業者、今でもいることはいるわけ

すけれども、そういう人がいろいろ問題を起こし

たわけでありますけれども、しかし、数次の廃棄物

処理法の改正によりまして、そうした者に対する

罰則や欠格条項の強化等もいたしました。そし

て、産業廃棄物業界の中で優良な業者の方々が優

位に立てるような、そして悪質な方はもう撤退し

てもらう、そういうようなことも進めておるところ

であります。

また、産業廃棄物処理業のビジョン、これから

のビジネスモデルなどを示しております、これ

から産業廃棄物処理業といいますものが優良な方

によって行われて循環型社会における重要な産業

になる、そういうことがまた流入県にも受け入れられる産業になるのではないかと思つております。

そこで、三重県を初め幾つかの県で産業廃棄物に税を課す方式を採用しているわけであります

が、現在、国ではここまで踏み込んでいないわけ

であります。

今後、こうした流入県の理解を得るために、産

廃事業者の資格とか設備について厳しくしたり、

あるいは、行政的指導を強めるだけでなく、流入県

にどのようにメリットを与えていくのか、これら

の観点からも対策を考えるべきだ、このように思つておられます。

うわけであります、大臣、御所見をお伺いいた

します。

○鈴木国務大臣 産業廃棄物処理業におきましては、大都市から地方圏に流出する過程におきまして不適正処理が行われるというようなことが発生しておまして、流入県の不信感の増大というものがあります、そして、それがまた流出側の反発を生じさせている、そういうふうに思うわけであります。

先生から、今、そうした際に流入県へのメリッ

トの付与等も考えるべきではないか、こういうこ

とであります、なかなかこれも難しいことであ

りますが、しかし、産業廃棄物を流入県の産業と

しても受け入れられるような、そういうような取

り組み、つまり、かつては産業廃棄物業者の中には本当に悪質業者、今でもいることはいるわけ

すけれども、そういう人がいろいろ問題を起こし

たわけでありますけれども、しかし、数次の廃棄物

処理法の改正によりまして、そうした者に対する

罰則や欠格条項の強化等もいたしました。そし

て、産業廃棄物業界の中で優良な業者の方々が優

位に立てるような、そして悪質な方はもう撤退し

てもらう、そういうようなことも進めておるところ

であります。

また、産業廃棄物処理業のビジョン、これから

のビジネスモデルなどを示しております、これ

から産業廃棄物処理業といいますものが優良な方

によって行われて循環型社会における重要な産業

になる、そういうことがまた流入県にも受け入れられる産業になるのではないかと思つております。

そこで、三重県を初め幾つかの県で産業廃棄物に税を課す方式を採用しているわけであります

が、現在、国ではここまで踏み込んでいないわけ

であります。

今後、こうした流入県の理解を得るために、産

廃事業者の資格とか設備について厳しくしたり、

あるいは、行政的指導を強めるだけでなく、流入県

にどのようにメリットを与えていくのか、これら

の観点からも対策を考えるべきだ、このように思つておられます。

うわけであります、大臣、御所見をお伺いいた

します。

○鈴木国務大臣 産業廃棄物処理業におきましては、大都市から地方圏に流出する過程におきまして不適正処理が行われるというようなことが発生しておまして、流入県の不信感の増大というものがあります、そして、それがまた流出側の反発を生じさせている、そういうふうに思うわけであります。

先生から、今、そうした際に流入県へのメリッ

トの付与等も考えるべきではないか、こういうこ

とであります、なかなかこれも難しいことであ

りますが、しかし、産業廃棄物を流入県の産業と

しても受け入れられるような、そういうような取

り組み、つまり、かつては産業廃棄物業者の中には本当に悪質業者、今でもいることはいるわけ

すけれども、そういう人がいろいろ問題を起こし

たわけでありますけれども、しかし、数次の廃棄物

処理法の改正によりまして、そうした者に対する

罰則や欠格条項の強化等もいたしました。そし

て、産業廃棄物業界の中で優良な業者の方々が優

位に立てるような、そして悪質な方はもう撤退し

てもらう、そういうようなことも進めておるところ

であります。

また、産業廃棄物処理業のビジョン、これから

のビジネスモデルなどを示しております、これ

から産業廃棄物処理業といいますものが優良な方

によって行われて循環型社会における重要な産業

になる、そういうことがまた流入県にも受け入れられる産業になるのではないかと思つております。

そこで、三重県を初め幾つかの県で産業廃棄物に税を課す方式を採用しているわけであります

が、現在、国ではここまで踏み込んでいないわけ

であります。

今後、こうした流入県の理解を得るために、産

廃事業者の資格とか設備について厳しくしたり、

あるいは、行政的指導を強めるだけでなく、流入県

にどのようにメリットを与えていくのか、これら

の観点からも対策を考えるべきだ、このように思つておられます。

うわけであります、大臣、御所見をお伺いいた

します。

○鈴木国務大臣 産業廃棄物処理業におきましては、大都市から地方圏に流出する過程におきまして不適正処理が行われるというようなことが発生しておまして、流入県の不信感の増大というものがあります、そして、それがまた流出側の反発を生じさせている、そういうふうに思うわけであります。

先生から、今、そうした際に流入県へのメリッ

トの付与等も考えるべきではないか、こういうこ

とであります、なかなかこれも難しいことであ

りますが、しかし、産業廃棄物を流入県の産業と

しても受け入れられるような、そういうような取

り組み、つまり、かつては産業廃棄物業者の中には本当に悪質業者、今でもいることはいるわけ

すけれども、そういう人がいろいろ問題を起こし

たわけでありますけれども、しかし、数次の廃棄物

処理法の改正によりまして、そうした者に対する

罰則や欠格条項の強化等もいたしました。そし

て、産業廃棄物業界の中で優良な業者の方々が優

位に立てるような、そして悪質な方はもう撤退し

てもらう、そういうようなことも進めておるところ

であります。

また、産業廃棄物処理業のビジョン、これから

のビジネスモデルなどを示しております、これ

から産業廃棄物処理業といいますものが優良な方

によって行われて循環型社会における重要な産業

になる、そういうことがまた流入県にも受け入れられる産業になるのではないかと思つております。

そこで、三重県を初め幾つかの県で産業廃棄物に税を課す方式を採用しているわけであります

が、現在、国ではここまで踏み込んでいないわけ

であります。

今後、こうした流入県の理解を得るために、産

廃事業者の資格とか設備について厳しくしたり、

あるいは、行政的指導を強めるだけでなく、流入県

にどのようにメリットを与えていくのか、これら

の観点からも対策を考えるべきだ、このように思つておられます。

うわけであります、大臣、御所見をお伺いいた

します。

○鈴木国務大臣 産業廃棄物処理業におきましては、大都市から地方圏に流出する過程におきまして不適正処理が行われるというようなことが発生しておまして、流入県の不信感の増大というものがあります、そして、それがまた流出側の反発を生じさせている、そういうふうに思うわけであります。

先生から、今、そうした際に流入県へのメリッ

トの付与等も考えるべきではないか、こういうこ

とであります、なかなかこれも難しいことであ

りますが、しかし、産業廃棄物を流入県の産業と

しても受け入れられるような、そういうような取

り組み、つまり、かつては産業廃棄物業者の中には本当に悪質業者、今でもいることはいるわけ

すけれども、そういう人がいろいろ問題を起こし

たわけでありますけれども、しかし、数次の廃棄物

処理法の改正によりまして、そうした者に対する

罰則や欠格条項の強化等もいたしました。そし

て、産業廃棄物業界の中で優良な業者の方々が優

位に立てるような、そして悪質な方はもう撤退し

てもらう、そういうようなことも進めておるところ

であります。

また、産業廃棄物処理業のビジョン、これから

のビジネスモデルなどを示しております、これ

から産業廃棄物処理業といいますものが優良な方

によって行われて循環型社会における重要な産業

実は、私も矢島議員と御一緒に、昨日十一月十六日、群馬県太田市高林南町と同古戸町の産廃不法投棄現場を調査してきたからです。

現場は、利根川と石田川との合流地点の中州に当たるところで、すぐ下流に東京都の利根川取水路、そして太田市の水道水井戸があるところでございます。当日、現場は住民の皆さん方五十人以上が見守る中で、群馬県などの許可を得て二ヵ所を試掘いたしました。高林南町の現場、こちらの方は私たちA地点と呼んでおりますけれども、ここでは焼却灰、建設廃材、れんがなどが出てまいりまして、強い異臭を放つどす黒い水も大量にしみ出してまいりました。また、古戸町の現場の方は、私たちこちらの地点をB地点というふうに呼んでいるわけですから、ここでは一メートルを掘つただけでもう既に、化学反応を起こしました変色をしている土と、それから有害化学物質の鼻につく刺激臭、そこにたたずんでいるだけで十分とじつとしているだけでもう既に、目がしばしばするような、そういう異臭がいたしました。

そこからはこうした汚れた消防器なども確認されおりました。これらの廃棄物の汚泥だとか汚水のサンプルは、環境総合研究所に分析を依頼してまいりました。

これまで、予算委員会で鈴木大臣は、環境省職員も立ち会つており、事情は承知している、責任ある者に撤去等ができるよう、関係省庁とも連絡を密にしながら、しっかりと適切な対応をしたい、このように御答弁をしておられましたけれども、周辺環境への影響調査であるとか不法投棄産廃の撤去など、早急な対策が必要であろうと思うのですが、改めて大臣のお考えを伺いたいと思います。

○鈴木国務大臣　今の藤木先生からのお話にございました事案につきましては、先生お話しのとおりました

りに、本年二月十九日の予算委員会におきまして矢島先生から御質問があつたところでございまます。矢島先生からの御質問の後、早速、改めて群馬県に対しまして、適切なモニタリングの継続、それから本事案の解明などにつきまして群馬県に伝えたところでございます。

お尋ねの周辺環境調査でございますけれども、このことにつきましては、従来から定期的に水質測定を行つております。太田市におきましては、付近の水道水源である八ヵ所の井戸、それから県におきましては、現場のすぐ下流にあります公共用水域の水質測定点でございますが、この定期的な水質測定によりまして、今までのところは結果はすべて環境基準以下である、そのようなことを聞いているところであります。

○藤木委員　この現場は、一九九九年の五月から十月にかけて不法投棄されたものでありますけれども、これまで、事態を心配する関係者の皆さんたちが十分とじつとしているだけでもう既に、目がしばしばするような、そういう異臭がいたしました。

そこからはこうした汚れた消防器なども確認されました。これらの廃棄物の汚泥だとか汚水の結果を出しております。

そこで、今回の試掘に先駆けて、私ども共産党

の群馬県会議員団などの立ち会いで、地権者の許可を得て、去年の十月にも同じ高林南町の現場付近を試掘調査しております。その際も、群馬県が行つた調査とは比較にならないほど大量の産廃業廃棄物対策推進室長や環境省の関東地区環境対策調査官事務所長も立ち会つていただきました。

そこで、予算委員会で鈴木大臣は、環境省職員も立ち会つており、事情は承知している、責任ある者に撤去等ができるよう、関係省庁とも連絡を密にしながら、しっかりと適切な対応をしたい、このように御答弁をしておられましたけれども、周辺環境への影響調査であるとか不法投棄産廃の撤去など、早急な対策が必要であろうと思うのですが、改めて大臣のお考えを伺いたいと思います。

確認されたわけです。

ですから、周辺環境に影響なしとしてこれまで不法投棄廃を放置してきた群馬県当局の廃棄物行政の責任が厳しく問われているのではないかと思ひます。確かに、大臣がおつしやったように、定期的に飲み水についての取水検査というのはやつているでしょうか、その不法投棄されている産廃の全容を解明するという姿勢がないのは甚だ問題ではないでしょうか。

終

起こされたのかという問題です。

高林南町の現場の所有者の方にお話を伺いますと、K商事会社の経営者から、土地が低いから土地を盛り上げてやろう、その上にサツキを植えてやると説得をされたのだそうです。また、古戸町の現場のA金属工業は、K商事会社からゲートボール場にすると申し入れがあつたので貸した、このように弁明しておられます。そのK商事会社の経営者は、これらの現場で毎日不法投棄搬入の指揮をとつていていたそうでございます。

二〇〇〇年十二月の週刊現代の記事によりますと、バックホーンという機械で地下七メートルほどの穴を掘り、そこに大型の十トンダンプで運んできた産廃を捨てた、金属やプラスチック、真っ黒でどろどろした寒天風のもの、深い青緑色でコンニャクのようなもの、車のオイルのようなものがあつたと書いてあります。しかし、群馬県は、二〇〇〇年十二月に試掘調査をしましたけれども、大臣も先ほど言われたように、周辺環境に影響なしという結論を出したことで、関係者への行政指導だけで終わりまして、大量の不法投棄はそのまま放置をされてきました。

しかし、平成十四年の十一月の共産党県議団等によります調査、また本年二月の群馬県警によります現場検証によりまして、家屋解体廃棄物、工場系解体廃棄物及び保管積みかえの過程から出たと思われる廃棄物が確認をされたところであります。

そこで、今回の試掘に先駆けて、私ども共産党の群馬県会議員団などの立ち会いで、地権者の許可を得て、去年の十月にも同じ高林南町の現場付近を試掘調査しております。その際も、群馬県が行つた調査とは比較にならないほど大量の産廃が出てまいりました。

我が党の群馬県会議員団はこれまで、前回の調査をもとにして、群馬県に対して、これらの現場を改めて調査すること、古戸町の現場も含めて全面的な再調査をすること、掘削をした汚泥や污水のダイオキシン類などの調査をすることを申し入れて求めてまいりました。しかし、群馬県当局はそれで求めてまいりました。

そこで、この高林南町の現場は、二〇〇〇年の十二月二十七日に日本テレビが取材しておりまして、摂南大学の宮田秀明教授の鑑定でダイオキシンが検出されています。六千二百三十七平方メートルもある高林南町の現場は国や六人の所有者が持つておられるところでございます。また、一万三千六百七十平方メートルもある古戸町の現場は東京都内にありますけれども、平成十二年十二月の県による調査は、周辺環境への環境影響はないないと判断をおこなっておりますけれども、平成十二年十二月の県においても本格的な調査を至らなかつたもの、そのように理解をしております。また、県の環境部局においても関係者に対する文書指導や堆積土砂の撤去の指導にとどまつたもの、そういうふうに承認され

知をいたしております。

調査手法の適否はともかくとしていたしまして、も  
しこの時点で不法投棄の実態が判明をしていたな  
らば、事件解明がもう少し早く進んだのではないか  
と考えられるわけであります。そういうことにつ  
きましては、大変に残念なことであると思つ  
ております。

○藤木委員 そうですね。

に行いました発掘調査の結果でございますけれども、この分析データはカナダ・トロント市にあるマクサム社というところにお願いをいたしました、カナダで第二の大きな分析機関だと伺つておりますけれども。その後、東京・品川の環境総合研究所で評価検討を加えていただいたものです。この分析結果の評価によりますと、高林南町、いわゆるA地点ですね、こここの液体物の分析では、ダイオキシン類が四十六ピコグラム出ております。全国の公共用水域の平均濃度の〇・一三ピコグラム、環境基準一〇ピコグラムに比べて極めて高濃度を示していることから、周辺への汚染が広がり、河川への流出が危惧されております。環境総合研究所の池田副所長によりますと、四十六ピコグラムという高濃度の値は、この周辺にかなり高濃度のダイオキシン類の汚染物が埋められている可能性があると指摘しています。

そこで、ことし一月十五日に公表いたしました群馬県当局の検査結果を見ましたら、私たちと同じところから浸出水を採取しながら、なぜかダイオキシン類とPCBの検査が行われておりません。私たちの検査結果から見ても、県当局が検査

をしていないのであれば検査を行うべきだと想いますが、検査をしていても公表していないのであれば公表していただきなければならない、このように思います。ダイオキシン類などの汚染状況をもう明らかにすべきではないでしょうか。これは参考人、環境省、いかがですか。

○飯島政府参考人 先生の御指摘になりました浸出水に係る試験につきましては、群馬県に聴取しました

たところ、ダイオキシンの測定に必要なサンプル量が得られなかつたために測定が行われなかつたと聞いております。

なお、周辺の井戸水や河川水についての水質モニタリング調査を行つてゐるわけでござりますが、この結果、P.C.B.、ダイオキシン類も測定しておりますまして、P.C.B.、ダイオキシンを含めてすべての測定項目について水質の環境基準値は下回つてゐたと承知しております。

ただし、これは、井戸水、河川水、合わせて二カ所で測定をしたということなんですが、石田川の一点で、先ほど先生御指摘になりました環境基準が一リットル当たり一ピコグラムなんですが、〇・六七ピコグラムという全国平均に比べても高い値が出ておりまして、引き続きモニタリングを行っていく必要があるのでないかと思つております。

調査結果から直ちに危険な状況とは思えない、この立場で、県当局が地下水の監視だけで汚染

の防止はできると私は思いませんよね。  
このA地点では、昨年の十月の時点にも産廃を採取して同じカナダのマクサム社が分析をしておられます。その検査結果を見ますと、固形試料の多

環芳香族炭化水素類の濃度が極めて高い、これが特徴となつております。例えば、毒性係数の高い

物質で、ベンゾ（ $\alpha$ ）ピンレンが百八十三マイクログラム、ベンゾ（ $\beta$ ）フルオランテンが九百二十マイクログラム、ベンゾ（ $\gamma$ ）フルオランテンが五百マイクログラム、ベンゾ（ $\delta$ ）フルオランテンが五百マイクログラムと高濃度に検出されている点に注目する必要があるうと思うわけですね。

そして、環境総合研究所の池田副所長が言つて  
いるように、四十六ピコグラムという高濃度の值  
は、この周辺にかなり高濃度のダイオキシン類の  
汚染物が埋められている可能性があるというわけ  
ですから、しかも、この不法投棄の現場というの  
は何ら排水の管理のされているところではござい  
ません。ですから、このままだと河川に流れ込む  
可能性もございます。

ですから、単に群馬県当局の調査をうのみにして直ちに危険な状況とは思えないなどと判断するのではなくて、ダイオキシン類や有機塩素化合物

物、多環芳香族炭化水素類などの汚染状況を正確に把握して、必要であれば河川に流れ込まないようにするための遮水壁を打ち込むといったようなことなど緊急な対策が必要ではないかと思うのですけれども、環境省、いかがですか。

ぐらいの影響を与えるかということにつきましては、いずれにしても群馬県が責任を持つて調査をして監視をしていく必要があると思っておりますが、現時点では群馬県の報告では確認はされていません。

ただし、引き続き水質のモニタリング調査は継続して実施していただいているので、この水質影響がおそれとして明らかになつた場合には、速やかに対応しなければいけないと思つております。

いずれにいたしましても、遮水壁等の対策を行  
す。

うかどうかは県が判断する事項でございまして、不法投棄の行為者に対する措置命令、あるいは措置命令が実行されない場合には県による代執行ということになるわけでございます。その際には、環境省といたしましてもモニタリングデータの解釈とか対策工法の技術的検討につきまして技術的

な助言を行つていただきたいと思います。  
○藤木委員 通常の、定期定点で定期的に行われ  
ている、そこに出でていかないから環境に影響な  
いと言われますけれども、そこに出でからでは遅  
いわけですよね。そこに出ではならないから、私、

申し上げてあるわけですかね。  
また、私たちがいわゆるB地点と呼んでおりま  
す古戸町の固形物分析では、P.C.B.の値が〇・四  
二マイクログラムで、スウェーデンの子供の遊び  
場の基準とされる〇・〇二マイクログラムに比べ  
て二十倍の濃度となつていて、危惧すべき濃度で  
あると評価されております。重金属類につきまし  
ても、鉛や亜鉛などを初め、いずれも高濃度を示

して、洲諸國の評価基準と比較しても、六  
価クロム類を除いて、すべての重金属が上回って  
おります。さらに、ダイオキシン類も十三ピコグ

ラムの濃度を示しておりまして、二〇〇一年度の発生源周辺状況把握調査による平均値十一ピコグラムとほぼ同レベルの濃度となつてているわけですよ。

そこで、ことし一月十五日に公表いたしました群馬県当局の検査結果では、私たちと同じところ

から廃棄物を採取しながら、なぜかわざかにジクロロメタンが基準値を超えただけとなつておりました。私たちの調査結果から見ても、改めて県当局が厳密に廃棄物を検査して、汚染実態の全容を明らかにするべきではないかと思いますよ。先ほども、ダイオキシンを測定するに足りるだけのことができなかつたんだと言われていましたけれども、そんなことないですよ。私たちと同じに行つて、同

じ場所で、御自分でバケツで取り上げたのを私は見てるんですから。いかがですか。

○飯島政府参考人 先生御指摘になつた一月の県の調査結果というのは、先生のおっしゃるとおりになつてはいるわけでございますが、本件におきまして最も新しい調査といふのは、御承知のように、二月に県警が現場検証の際にサンプリングして行つたものでございます。これは、P.C.B.、ダイオキシンも含めて、廃棄物あるいは浸出水からの検体の採取、分析を行つております、その結果、すべて埋め立て判定基準以下であつたわけであります。

○藤木委員 何しろ、先ほど私が申し上げたように、片方は六千二百平方メートル、片方は一萬三  
査でそういうことになつてゐるわけでござります  
ので、改めて調査を行う必要性については検討さ  
せていただきますけれども、これから先、行為者  
に必要な対策をとらせる場合には的確な指示が  
行えるよう投棄物の性状等の再調査を行う、これ  
が検討課題になると考えております。

千平方メートル、それだけの広大なところですかね。だから、サンプリングといったって、どちら採取したかということが非常に問題になるわけですから、本当に一番危険なところをきちんと調べていただかないといけないと思いますね。

しかも、この事件は、所有者をだまして不法投棄が始まるわけですよ。埋めた事実については、ある家屋解体業者も、ある大手ハウスメーカーの仕事で残土が出たので捨てたということを認めているわけです。また、横浜市、川崎市などのナンバーをつけたダンプが、不法投棄された廃棄物を運んできたということもわかつております。

そういう関係者が判明してきております。しかし、なお群馬県警が捜査をしている途中であると聞いておりますので、今後、速やかに県警からの情報も得まして、群馬県におきまして措置命令が発せられるというふうに考えております。

つきましては、環境省としてはそれを把握はしておらないところであります。

しかし、一般論として言わせていただくなれば、廃棄物の不法投棄の行為者のみならず、不法投棄することを要求した者やそれから不法投棄を止めさせようとする者等が、この問題で困る事態が発生する事がある。そこで、この問題を解決するためには、まず、不法投棄の行為者に対する罰則強化が不可欠である。

○鈴木国務大臣 ではないか、このように思うのですが、大臣いかがでしようか。

**○鷹木委員** その産廃の不法投棄は、タンブ一台当たり六十万円で請け負われたと言われております。栃木県や横浜市、川崎市などのナンバーをつけたダンプに積んだ廃棄物の上に土を載せて、早くから深夜にかけて、監視のヘリコプターがいいのを確認して持ち込んでいたのだそうです。しかし、河川敷内にある現場に一千五百台に上るダ

確認はされていないわけあります。  
しかし、御指摘のとおり、この地域といいます  
か水域と申しますか、これは首都圏の水源として  
利用をされているところでござりますので、モニ  
タリングを継続して、水質に影響を与えるおそ  
が明らかになつた場合には、速やかに対応してい  
く必要があると思います。

しかし、河川敷内の無許可の現場に、十トン十ラックで一千五百台分ですよ、十トン十ラック一千五百台分と言われるような大量の産廃の不法投棄が短期間に組織的に行われたということは、かなり大きな力が働かなければとてもできないことですね。

そこで、不法投棄をした下請の家屋解体業者が収集運搬業の許可を持つてないということはわかつているのですけれども、その下請業者に不法に請け負わせた中間処理業者と、その不法な業者と処理を委託した排出事業者、これらを徹底追及するなど、この不法投棄の全容を明らかにする必要があります。

そこで、私たちの現地調査に基づきまして、今もお話をありましたように、この二月から群馬県警が本格的な捜査を行つてあるようですがけれども、早く不法投棄行為者を特定して、厳しい措置命令をかけるなど、その責任と負担を追及すべきであろうと思うのですが、環境省いかがですか。

○飯島政府参考人 不法投棄というのは、言うまでもなく立派な犯罪でございますので、不法投棄を行つた者、その関与者、それから最終処分までの責任を果たしていいない排出事業者が責任を負わなければいけないと思っておりますので、先生御指摘のとおり、それらの行為者を特定して厳しく追及していくべきであると思っております。

本件については、群馬県警の捜査で、ある程度

結果があると知らされたか私自身にありますから知らない話で業者に聞いたところ、産廃を埋めるようなことは絶対にしてないと否定していたと産経新聞で語っております。

しかし、大量の産廃が不法投棄されていたということは、今や明らかになつてゐるわけです。この元秘書が依頼された業者を明らかにして、進入路の整備を働きかけた本当の理由を明らかにするのは当然のことだと考えますけれども、元秘書の口ききで進入路の整備を行つた群馬県当局の責任も極めて厳しく問われるものではないかと思いますけれども、この点は大臣に、政治的なお考え方を伺いたいと思います。

○鈴木国務大臣 御指摘のような働きかけが進入路の建設に当たつてあつたかどうかということに

事業者など不法投棄を引き起こした者が原状回復の責任を負うのは当然です。しかしながら、元秘书の口ききで進入路の整備を行つて、二〇〇〇年十二月に現地調査をしながら不法投棄を三年間も放置してきた群馬県当局の責任も重いものがござります。けれども、最大限、これらの行為者に負担をさせて、群馬県の責任と負担を求めたとしても、それだけでは到底、原状回復の処理ができる切れないという場合が起こつてくるのではないかろうかという懸念を私は持つわけです。

そこで、現在の段階で判断するのは極めて困難であろうと思ひますけれども、飲料水の七八%を利根川と荒川に頼つてゐる東京都民の安全を確保するためにも、国として、不法投棄の原状回復などの対策に必要な支援措置を緊急に検討すべきで

に 産業界及び国による基金による支援につきましては、県から要請を受けた時点で対応してまいりたいと考えております。

○藤木委員 確かにモニタリングなどをするといふことは大事なことでありますけれども、そのモニタリングの場所に出てくるようでは、これは手おくれだと思うんですね。何しろ、何年も放置していたということの上に、二月から捜査が始まつていてもう五月ですから、もうそろそろ特定をさせてききちんとした処理が行われ始めなければならないという時点ですので、それは極めて急いでやつていただきだかなければならないというふうに思ふわけです。

二月の初めから群馬県警が現地に入つて、現場を掘削するなどの原因者の特定をするため本格的に

○鈴木國務大臣 御指摘のような働きかけが進入路の建設に当たつてあつたかどうかということに

するためにも、国として、不法投棄の原状回復などの対策に必要な支援措置を緊急に検討すべきで

二月の初めから群馬県警が現地に入つて、現場を掘削するなどの原因者の特定をするため本格的

な捜査が開始されているわけですから、群馬県当局も、二〇〇〇年時点で四人の関係者から事情を聞き取りしている、原因者の特定を急いでいる、このようにも聞いてはおります。

けれども、いずれにしても、これらの分析結果というのは、一千八百万人の水道水源である利根川、石田川合流周辺河川敷のA・Bそれぞれの地点とも、非常に広範囲に産業廃棄物が不法投棄されているということを示してはいるわけですから、首都圏一千八百万人分の水道水源の安全を守るために、汚染状況 不法投棄の状況、不法投棄の責任など事件の全容を徹底解明して、不法投棄の早期撤去ができるように、環境省や群馬県当局はその責任を果たすべきではないか、このように思いますが、大臣の御決意を伺いたいと思います。

○鈴木国務大臣 御指摘をされておられます本

件、本事案のように、生活環境保全上の支障を來

しております不法投棄事業案につきましては、その

原状回復を進めるとともに、不法投棄の原因者の

責任を厳しく追及していくことが大切であ

り、当然のことである、そのように思つております。

本事案につきましても、群馬県、群馬県警察におきまして事案の全容を明らかにする努力が続け

られているところでありますし、その結果に基づいて厳格な責任追及が行われますように、環境省

としても必要な助言、指導を行つてまいりたいと考へているところであります。

また、生活環境保全上の支障の除去を行う場合につきましては、汚染の範囲、また汚染の程度、地質状況などに応じて、どのような対策工法がふさわしいか等の技術的助言、これもあわせて行つてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、本地点は御指摘のよ

うに首都圏の水源の保全の観点から重要な問題で

ある、そのように環境省としても意識をしており

ますので、群馬県において適切な対応が図られま

すように、必要に応じ指導を行つてまいりたいと考へております。

第一類第十一号 環境委員会議録第十号 平成十五年五月二十三日

な捜査が開始されているわけですから、群馬県当局も、二〇〇〇年時点で四人の関係者から事情を聞き取りしている、原因者の特定を急いでいる、このようにも聞いてはおります。

けれども、いずれにしても、これらの分析結果というのは、一千八百万人の水道水源である利根川、石田川合流周辺河川敷のA・Bそれぞれの地点とも、非常に広範囲に産業廃棄物が不法投棄されているということを示してはいるわけですから、首都圏一千八百万人分の水道水源の安全を守るために、汚染状況 不法投棄の状況、不法投棄の責任など事件の全容を徹底解明して、不法投棄の早期撤去ができるように、環境省や群馬県当局はその責任を果たすべきではないか、このように思いますが、大臣の御決意を伺いたいと思います。

○藤木委員 確かに、群馬県の責任は極めて大きいと思います。

これまで再三告発者から聞いてはいるが、県が即

座に動かなかつたということを見ても、本当に群

馬県に任せておいて責任が果たせるのかという心

配も私は非常に強く持つております。何しろ、一

千八百万人の水道水源である利根川、石田川にか

かわる問題でありますだけに、その全容の徹底し

た科学的な分析と解明というは何としても急い

でいただかなければならぬというふうに思つて

おります。

ですから、私どもが調査に参りましたときも、

東京都民の方もいらっしゃいました。私の飲んで

いる水がどうなつてあるのかといふことが心配だ

ということも言つていらっしゃいましたし、こう

いった問題というのは、何か症状が出てしまうと

やるわけですから、その立場に立つて全容解明

に当たつていただきたいと、そのために未然にこう

いったことを防ぐという立場で提起をしていらっ

しゃるわけですが、その立場に立つて遅いわけですか

ら、今度の法律の改正も、そのためには遅いわけですか

いふべきだというふうに思つて、質問を終わりたいと思いま

す。

○松本委員長 中川智子さん。

○中川(智)委員 社会民主党・市民連合の中川智

子です。

まず、きょう、この二つの改正法案の採決まで

行われるわけですから、基本的には一步前進

ということで、きつちり賛成をさせていただきた

いというふうに思つておりますが、やはり残され

た課題がたくさんあるだろう。その課題に対する

解決の道というのをしっかりとここで議論し、ま

た、目に見える形で具体的にどのようにそれを模

索していくのか、ということも本委員会の責任であ

ります。

その中身につきましては、対象品目をどういう

ふうに絞つていくのか、という問題、それから製造

者と市町村との責任の問題等々、さまざま課題に

なった点があるわけであります。

しかし、この拡大生産者責任の制度的拡充が大

切なことであるということは、我々、その認識を

おいても、話し合いの中で、産業界の方々におい

てもこの問題は廃棄物処理上重要な課題である、

そういう認識も持つていただいているわけであり

まして、今後とも継続して話を進めていきましょ

うということで、先方もそういう思いにある、そ

ういうふうに理解をしているところであります。

先ほど申し上げましたけれども、廃棄物処理

法、今まで平成九年、十二年に改正をしてきまし

たけれども、振り返つてみますと、その時点時点

でなかなか理解が得られなかつたものといいます

ものも、時間が経過する中で、世論も高まってく

るとか、国民のそうした要望でありますとかある

いは関係者の理解が進むということもあります。

私は気になりますのは、これは五月十三日の新聞で

すが、経団連が献金あつせん再開ということで、

「口を出すため金を出す」という見出しじで、およよ

う感じなんですが、時間が経過すればそれに

対して確実に近づくのか、それとも、このような

形で、お金を出して口を出すという形で攻め方が

強くなれば、その道のりがますます遠のいていく

という心配はどうしてもぬぐえません。

そこで、大臣に今、一つ伺いたいのは、今回の

拡大生産者責任をやはり入れるべきだという省の

方の姿勢に對して、産業界の合意を得られなかつ

た一番大きな壁というか原因是、大臣にとつては

何でありますでしたでしょうか。

○鈴木国務大臣 御指摘の適正処理困難物にかか

わる拡大生産者責任制の制度的拡充ということで、

ありますけれども、御指摘のとおりに、産業界と

十分な合意を得るまでの時間がなかつたというこ

とが今回法律案へ盛り込むことを見送つた要因で

あります。

その中身につきましては、対象品目をどういう

ふうに絞つていくのか、という問題、それから製造

者と市町村との責任の問題等々、さまざま課題に

なった点があるわけであります。

しかし、この拡大生産者責任の制度的拡充が大

切なことであるということは、我々、その認識を

おいても、話し合いの中で、産業界の方々におい

てもこの問題は廃棄物処理上重要な課題である、

そういう認識も持つていただいているわけであり

まして、今後とも継続して話を進めていきましょ

うということで、先方もそういう思いにある、そ

ういうふうに理解をしているところであります。

先ほど申し上げましたけれども、廃棄物処理

法、今まで平成九年、十二年に改正をしてきまし

たけれども、振り返つてみますと、その時点時点

でなかなか理解が得られなかつたものといいます

ものも、時間が経過する中で、世論も高まってく

るとか、国民のそうした要望でありますとかある

いは関係者の理解が進むことがあります。

私は気になりますのは、これは五月十三日の新聞で

すが、経団連が献金あつせん再開ということで、

「口を出すため金を出す」という見出しじで、およよ

う感じなんですが、時間が経過すればそれに

対して確実に近づくのか、それとも、このような

形で、お金を出して口を出すという形で攻め方が

強くなれば、その道のりがますます遠のいていく

という心配はどうしてもぬぐえません。

そこで、大臣に今、一つ伺いたいのは、今回の

拡大生産者責任をやはり入れるべきだという省の

方の姿勢に對して、産業界の合意を得られなかつ

た一番大きな壁というか原因是、大臣にとつては

何でありますでしたでしょうか。

○中川(智)委員 次の改正、なるべく早い時期

に、それまでの頑張りを期待いたしております。

○中川(智)委員 次の改正、なるべく早い時期

に、それまでの頑張りを期待いたしております。

私は結構、転勤などをいたしました、いろいろ

な場所で、県が変わつて暮らしたり市が変わつて

暮らしたり、今は兵庫県の宝塚に土日はおりまし

て、月曜日の朝にごみを出してきてという感じで

東京に来ます。そのときに、やはり自治体、自治

体で非常に分別の仕方が違つたり、ごみの出し方

というものはさまざま違つたんですね。すごく

厳しく分別収集に、いわゆるごみを出す一つ一つ

の家庭に對して協力を一生懸命取り組んでいます。

私は、やはり自治体ということが主たる責任と

してやつてはいるのですから、自治体で多少の格差

があるのはしようがないと思つんですが、ずっと

その状態が続いておりまして、いいところのもの

に積極的に見習つていくというのがなかなか時間

がたつても実感としては余り感じられないわけな

いですね。これは国としてはもう自治体にお任せ

がみの減量化ということで國の方は積極的な姿勢

を示しているわけですが、こういう問題に關しま

して、なるべくごみを少なくしていこう、そのためには国はこのような方針を持つているので、だから自治体に対しても積極的な行政指導をこうしていくという取り組みは具体的におありなのかどうか。お願ひします。

○飯島政府参考人 一般廃棄物の処理につきましては、かつては市町村の固有事務、今は市町村の自治事務という位置づけがございますので、ある意味ではその地域特性に応じた市町村の自主性が尊重されなければならない分野であると思っております。しかしながら、先生御指摘になりましたごみの分別あるいは減量化の取り組みというのは、これはどの市町村であっても、どの自治体であつても国として取り組んでいくべき方向だと思いまして、環境省としてもいろいろな形で方向性を示させていただいております。

少し紹介させていただきますが、廃棄物処理法で、十二年改正で基本方針を国が定めることになりましたけれども、十三年の五月にこの基本方針を定めました。その中で、具体的に一般廃棄物の減量の方向についても示してあるところでござります。

さらに、ことしの三月でございますが、循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されております。

けれども、この中で、具体的に取り組みの目標として、家庭から排出するごみの量を平成十二年度比で平成二十年度には二〇%削減するという数値目標を示しまして、どうやつて二〇%削減したらいいかということについてもお示しをするつもりでございます。

こうした基本方針、基本計画に定められた目標を達成するため、市町村におきましては、住民の自主的な排出抑制の取り組み、あるいは分別収集の推進、あるいは再生利用、こういった減量化に関する対策を立てる上での役割は大変重要であると思いますので、これからも国としていろいろな技術的助言、PRをしていきたいと思います。

なお、市町村に対しましては、そのほか、市町村に対しても、かつては市町村の固有事務、今は市町村の自治事務という位置づけがございますので、ある意味ではその地域特性に応じた市町村の自主性が尊重されなければならない分野であると思っております。しかしながら、先生御指摘になりましたごみの分別あるいは減量化の取り組みといふのは、これはどの市町村であっても、どの自治体であつても国として取り組んでいくべき方向だと思いまして、環境省としてもいろいろな形で方向性を示させていただいております。

少し紹介させていただきますが、廃棄物処理法で、十二年改正で基本方針を国が定めることになりましたけれども、十三年の五月にこの基本方針を定めました。その中で、具体的に一般廃棄物の減量の方向についても示してあるところでござります。

さらに、ことしの三月でございますが、循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されておりますけれども、この中で、具体的に取り組みの目標として、家庭から排出するごみの量を平成十二年度比で平成二十年度には二〇%削減するという数値目標を示しまして、どうやつて二〇%削減したらいいかということについてもお示しをするつもりでございます。

○中川(智)委員 何か環境省のPR答弁になりますが、よくわかりました。どうもありがとうございます。

続きまして、これも一廃の問題なんですが、約七十七品目、自治体が適正に処理できない品目などがあります。

私は、本当に困つたらしくやるだろうと思うんですね。生産者の責任は一方では余り厳しくない、だけでもごみは出てくる、それをどのように処理していくべきなのか。やはりそれは、流れとしては不法投棄などの原因をつくることになつてゐるのが現状だと思います。これらは今回の積み残された宿題の一つといいたしまして、一つには、実態をしつかりと調査するということと、そして、これからの品目に対しての適正な処理のあり方の検討というのを早急にしていかなければいけないと思います。

適正処理の品目や量などにつきましての具体的な解決をするための検討会などの立ち上げという

していろいろな情報提供を行ふとともに、国民に對して直接普及啓発活動を行つております。また、リサイクルの施設整備についても補助をしていくことで、これは先生御承知でなければ我々のPR不足になりますけれども、ごみゼロ社会へ向けた普及啓発というのをやつております。

テレビで人気俳優を起用してごみゼロのコマーシャルを流したり、それから、これは御存じないかもしれません、パワーパフガールズという三人の女の子の人気キャラクターがあるんですが、

こういったものでいろいろ小中学校やこども工芸クラブ向けのイベントパンフレットを作成したり、ウエブマガジンという、インターネットでそういういろいろな取り組みを紹介したり。最近では、リユースカップといいまして、Jリーグのサッカーの競技場で紙コップにかえて五十分回ぐらい使えるプラスチックのリユースカップを実験的に百円のデポジットを取つて実施するなど、いろいろな形で環境省は直接国民にPRを行つていきたいと思つております。

○中川(智)委員 何か環境省のPR答弁になりますが、よくわかりました。どうもありがとうございます。

続きまして、これも一廃の問題なんですが、約七十七品目、自治体が適正に処理できない品目などがあります。

私は、本当に困つたらしくやるだろうと思うんですね。生産者の責任は一方では余り厳しくない、だけでもごみは出てくる、それをどのように処理していくべきなのか。やはりそれは、流れとしては不法投棄などの原因をつくることになつてゐるのが現状だと思います。これらは今回の積み残された宿題の一つといいたしまして、一つには、実態をしつかりと調査するということと、そして、これからの品目に対しての適正な処理のあり方の検討というのを早急にしていかなければいけないと思います。

適正処理の品目や量などにつきましての具体的な解決をするための検討会などの立ち上げという

ことをきつちりと考え、実践していくべきだと思ひます。それに対してのお答えをお願いいたします。

○飯島政府参考人 先生御指摘になりましたように、現在、市町村において、それぞれの市町村の事情は違いますけれども、適正処理が困難となる一般的廃棄物を私どもは調査をしておりまして、数多くの品目が上がつております。一部の市町村で困難あるいは多くの市町村で困難、いろいろとバリエーションがあるんですが、これにつきまして、きちんと処理をしていかなければいけないというのは大変重要な問題だと思います。

先生の御指摘もございますし、私どもも検討しておりますが、これから早急に、それぞれの適正処理困難物とされるものの品目と、それから量を含めまして排出の状況、それから、実際に処理をしているところはどうやって処理しているかといふ処理の実態もしつかり把握いたしまして、これは市町村だけじゃなくて、市町村が処理できないのはどこで処理したらいいかといった、関係者も集めて検討していく必要があるというふうに重々思つております。専門家も集めた検討会などもこれから企画をしていきたいと思っております。

○中川(智)委員 検討会を早急に設置していただきたいと思います。そのときには、やはりその現場で働く人たちをしつかり入れていただきたいと思います。いろいろな分野の方たちの意見を総合して、早くに前に進むように、検討会の立ち上げを重ねて要望いたします。

いつごろ設置ということはまだわからないわけでしょうが。

○飯島政府参考人 いずれにしても検討を進めつもりでありますので、その検討の仕方を、皆さんに公開にするような関係者全員を集める検討会にするのか、あるいは今先生御指摘になつた現場の方々の御意見を先に聞くのか、いろいろなやり方があると思いますので、それは早急に検討会を設けていただきたいと思います。検討は早急に進めます。その検討会のあり方、最終的には審議会にな

るかもしれませんけれども、初めどういう形で検討していくかについて早急に企画をしていくと思います。

○中川(智)委員 続きまして、医療ごみの問題を伺いたいと思います。

医療ごみも、医療機関から出されるもの、そして最近ふえておりますのは、医療行為にはいかないんですが、家庭の中で使われた医療系のごみ。家庭から出される医療系のごみに関しては規制がございませんので、やはり皆さんが普通のごみと一緒に捨てたりいたしますと、収集をされる方は、とても危険な状態を放置されているという状況になつております。ごみを収集される方も、そのようなものがふえていけば、ある意味では本当に命がけの仕事になるんじゃないでしょうか。現状もうなつておられます。ごみを収集される方、も、そのようなふうに理解をしております。

やはり一日も早く、この医療系ごみについても分別をきつちりする。そして、処理料金も、感染のおそれがあるものとそうではないものというのが、価格が約十倍ぐらいで、十倍ぐらいのお金を取りついて、そして今回の不法投棄場所などにも医療系のごみがかなりまじつておられたということがあります。

この医療系ごみについてのきつちりしたシステムの構築、やはり環境省がしつかりとした枠組みというのをつくり、家庭から出される医療系ごみに関しても規制を設けるというのが緊急の課題だと思いますが、これに対するはどのようにお考えでしようか。

○飯島政府参考人 医療系廃棄物に関するお尋ねでございます。

これは、平成三年の法改正で特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物という制度ができまして、そのときに、医療機関から排出される廃棄物は、もちろん一般廃棄物と産業廃棄物と両方あるわけでございますけれども、血液が付着などして感染のおそれがあるものを特別管理廃棄物の一つとして位置づけて、他の廃棄物と区別して処理しなければならないとしたところでございます。

具体的な感染性廃棄物の適正処理のためのマニュアルを示しているところでございますけれども、今問題になつておりますのは、感染性かどうかを判断する基準につきまして、専門家としての医師の判断によるところが多くなつてゐるというのが現在のマニュアルでございまして、それがいまいではないか、分別が徹底しないではないか、こういったことが指摘されてきたわけでございます。

この問題につきましては、先ほど適正処理困難物の御質問がございましたけれども、これについては既に一昨年から、医師会の医師も含めた専門家による検討会を設置して実は検討してまいりまして、感染性廃棄物の判断については、できるだけ客観的に判断できる基準の検討を行いまして、マニュアルの改訂作業を行つてあるところでございます。

具体的には、そのあいまいな部分について、例えば普通、感染性かどうかというのは、形状で見たり、排出場所で見たり、あるいは感染症の種類で見たりするわけですが、特に排出場所の観点からある意味で割り切つて、一つ一つが感染性かどうかというはきちんと見なければわからないかも知れませんが、病院の医者が一々それをチェックできない場合には、排出場所が例えば特別な病床、感染性の病床とか集中治療室とかいつた場合に、これはもう感染性として扱つていられないとか、あるいは注射針のように鋭利なものについては、実は感染性のない注射針もあるかもしませんけれども、これを分けるのは、区分するの非常に難しいわけでございますので、一括して感染性と同じ扱いにしていいじゃないかというような形で、いろいろ現場の方々の意見も聞いた上で、マニュアルとしてまとめ改訂をしたいと思つております。

さらに、しっかりと医師が判断したりした場合には、感染性がないということを証明するラベルを張つてはどうか、そうすると収集運搬業者は間違ひをしませんで、そういうふうなことであります。

も標準的なものを示すぞじやないかというような検討もされているところでございます。

先生初めに御指摘になつた在宅医療の問題、これからだんだんふえてくると思います。これにつきましても非常に重要な課題であると認識しております。先ほど申し上げました検討会で、メンバーは少しかわるかも知れませんが、引き続き住宅医療に伴う感染性廃棄物の適正処理につきまして、検討を早急に進めたいと思っております。

○中川(智)委員 今のその在宅医療の問題は、これいわゆる事業者というか、売ったところが引き取るというのがやはり一番責任を持つて処理できることではないかと思いますが、そこはどうでしょうか。

○飯島政府参考人 EPRの話につながることだと思います。そういう観点も含めて、この検討会で検討を進めたいと思っています。

○中川(智)委員 わかりました。お願ひいたします。

今後でございますけれども、今後も、この排出事業者による優良な処理業者の選択を支援するため、処理業者情報をインターネットで提供している産廃ネットにISO14001の認証取得の有無などの情報を拡充したいと思つてありますし、それから、環境省において都道府県等が行つた取り消し処分等の行政処分情報をインターネットで提供することについても検討をしてまいりました。そのように思つてはいるわけであります。

さらに、産業廃棄物処理業が地域の産業として受け入れられるように、循環型社会における重要な産業として育ていかなければならぬわけですが、結局、不適正な処理をされてしまう。今回の中身も、やはりそのような悪質な業者を淘汰していくという中身ではあるわけですが、どんなん淘汰されてしまつて、優良な、良質な業者はほんの一握りしか残らなければ、もう頼める業者がいなくなるということだつてあるかもしません。

私は、やはり同時に、優良な処理業者の育成とすることにも国としては積極的にかかわっていくべきだと思いますが、いわゆる優良業者の育成に対してはどのような方針をもつて臨まれるでしょうか。

〔委員長退席、近藤(昭)委員長代理着席〕

○鈴木国務大臣 産業廃棄物の処理業界から、優良な業者を育てて、悪質な業者はもう退場してもう、そういうことは極めて大切なことである、

そういうふうな認識を持つております。

平成九年、それから十二年の法改正によりまして、排出事業者の責任の強化、許可業者に対する罰則の規制強化などが行われたわけありますけれども、このようなことによりまして排出事業者による優良な処理業者の選択が進む。それから、行政や警察による悪質業者の法に基づく罰則、これによる優良な処理業者の選択が進む。それから、FESTの導入というのが私は非常に大切だと思いまして、これまで申しあげました検討会で、メンバーやは少しかわるかも知れませんが、引き続き住宅医療に伴う感染性廃棄物の適正処理につきまして、検討を早急に進めたいと思っております。

○中川(智)委員 今のその在宅医療の問題は、これいわゆる事業者というか、売ったところが引き取るというのがやはり一番責任を持つて処理できることではないかと思いますが、そこはどうでしょうか。

○飯島政府参考人 EPRの話につながることだと思います。そういう観点も含めて、この検討会で検討を進めたいと思っています。

○中川(智)委員 わかりました。お願ひいたします。

今後でございますけれども、今後も、この排出事業者による優良な処理業者の選択を支援するため、処理業者情報をインターネットで提供している産廃ネットにISO14001の認証取得の有無などの情報を拡充したいと思つてありますし、それから、環境省において都道府県等が行つた取り消し処分等の行政処分情報をインターネットで提供することについても検討をしてまいりました。そのように思つてはいるわけであります。

さらに、産業廃棄物処理業が地域の産業として受け入れられるように、循環型社会における重要な産業として育ていかなければならぬわけですが、結局、不適正な処理をされてしまう。今回の中身も、やはりそのような悪質な業者を淘汰していくという中身ではあるわけですが、どんなん淘汰されてしまつて、優良な、良質な業者はほんの一握りしか残らなければ、もう頼める業者がいなくなるということだつてあるかもしません。

私は、やはり同時に、優良な処理業者の育成とすることにも国としては積極的にかかわっていくべきだと思いますが、いわゆる優良業者の育成に対してはどのような方針をもつて臨まれるでしょうか。

〔近藤(昭)委員長代理退席、委員長着席〕

○鈴木国務大臣 産業廃棄物の処理業界から、優良な業者を育てて、悪質な業者はもう退場してもう、そういうことは極めて大切なことである、

そういうふうな認識を持つております。

平成九年、それから十二年の法改正によりまして、排出事業者の責任の強化、許可業者に対する罰則の規制強化などが行われたわけありますけれども、このようなことによりまして排出事業者による優良な処理業者の選択が進む。それから、行政や警察による悪質業者の法に基づく罰則、これによる優良な処理業者の選択が進む。それから、FESTの導入というのが私は非常に大切だと思っております。先ほど申し上げました検討会で、メンバーやは少しかわるかも知れませんが、引き続き住宅医療に伴う感染性廃棄物の適正処理につきまして、検討を早急に進めたいと思っております。

○中川(智)委員 今のその在宅医療の問題は、これいわゆる事業者というか、売ったところが引き取るというのがやはり一番責任を持つて処理できることではないかと思いますが、そこはどうでしょうか。

○飯島政府参考人 EPRの話につながることだと思います。そういう観点も含めて、この検討会で検討を進めたいと思っています。

○中川(智)委員 わかりました。お願ひいたします。

今後でございますけれども、今後も、この排出事業者による優良な処理業者の選択を支援するため、処理業者情報をインターネットで提供している産廃ネットにISO14001の認証取得の有無などの情報を拡充したいと思つてありますし、それから、環境省において都道府県等が行つた取り消し処分等の行政処分情報をインターネットで提供することについても検討をしてまいりました。そのように思つてはいるわけであります。

さらに、産業廃棄物処理業が地域の産業として受け入れられるように、循環型社会における重要な産業として育ていかなければならぬわけですが、結局、不適正な処理をされてしまう。今回の中身も、やはりそのような悪質な業者を淘汰していくという中身ではあるわけですが、どんなん淘汰されてしまつて、優良な、良質な業者はほんの一握りしか残らなければ、もう頼める業者がいなくなるということだつてあるかもしません。

私は、やはり同時に、優良な処理業者の育成とすることにも国としては積極的にかかわっていくべきだと思いますが、いわゆる優良業者の育成に対してはどのような方針をもつて臨まれるでしょうか。

〔近藤(昭)委員長代理退席、委員長着席〕

○鈴木国務大臣 先生が御指摘になりましたように、検討会といふのは一つの手段だと思います。検討会で検討しているからという免罪符になつてはいけないというふうに思つておりますが、いずれにしても普及の拡大推進を図る所存であります。御指摘も踏まえまして、早急に普及の具体的な計画、どういう分野でどういう形で普及を促進していくかといういわば普及促進計画、マニフェスト電子化普及促進計画のようなものを策定していくかといふことを思つておりますが、検討会で隠れみにするんじなくて、中身として普及促進計画といったものをつくつてみたいと思つています。

かということを思ひます。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、午前中の質問にもございましたが、今回、やはり産廃の不法投棄防止のためには、電子マニフェストの導入というのが私は非常に大切だと思ひましたし、これをしつかりやつていかない限りは、これからもまたあつちでこつちでとということは、これからもまたあつちでこつちでとあります。そこでまた、そのときに、FESTの導入というものが非常に大切だと思ひましたし、これは最近は公表されるので、その中でどういふ時間がお金や労力をかけて、排出した人、不法投棄をした事業主というのを探さなければいけない。何のために、どうすればすぐに足取りがつかれるのかなと。それには、やはり電子マニフェストの導入というのが早急に必要だと思いました。

小林委員の質問の中で非常に前向きな御答弁は、環境省からあつたように私は思いましたけれども、私は検討会というのはそれほど好きではないのですが、でも、やはり検討会でやつていいかないことは、目に見えた形でそれが進んでいる、またそれは最近は公表されるので、その中でどういふ議論があるんだろうか、ここまで議論が来たならば、ではもうすぐだなとかということが、国民の目から非常によく見えます。この電子マニフェストの導入に関しては、検討会はいつごろ立ち上がるのでしょうか。

う議論があるんだろうか、ここまで議論が来たならば、ではもうすぐだなとかということが、国民の目から非常によく見えます。この電子マニフェストの導入に関しては、検討会はいつごろ立ち上がるのでしょうか。

〔近藤(昭)委員長代理退席、委員長着席〕

○鈴木国務大臣 先生が御指摘になりましたように、検討会といふのは一つの手段だと思います。検討会で検討しているからという免罪符になつてはいけないというふうに思つておりますが、いずれにしても普及の拡大推進を図る所存であります。御指摘も踏まえまして、早急に普及の具体的な計画、どういう分野でどういう形で普及を促進していくかといふことを思つておりますが、検討会で隠れみにするんじなくて、中身として普及促進計画といったものをつくつてみたいと思つています。

○中川(智)委員 こんなところで例に出しあたくないんですが、大気汚染の問題でも、調査のための調査とか、検討のための検討という時間は余ります。くさんとつていただきたくないと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、最後に何点かダイオキシンの問題で質問をいたします。

能勢の問題がありまして、そして私も何度も何度も大阪の能勢に参りまして地域の方々とお話ししている中で、やはりこの国はダイオキシンを規制する法律がない、ダイオキシンというのは慢性毒性であつて、体内に蓄積され、やはり次世代に負の遺産を残すべきではないということです。変関心を持ちました。多くの議員の方々の御賛同を得まして、環境ホルモン・ダイオキシン問題を考える議員の会といふのを立ち上げて、事務局長をさせていただいております。

私は、ダイオキシンというの、目にも見えない、そしてすぐに被害があらわれないということまで、より恐ろしいものだという認識がございましたが、ついせんだけ、本が出されました。「ダイオキシン」という本なのですがこれは渡辺正さんという方、もうお一人の方、お二人の共著で「ダイオキシン」という本が出されました。

この本の主張といふのは、過去にダイオキシンが原因で人が死んだということはなかつたし、よほど大量にダイオキシンを摂取しない限り人体には何の影響もないで心配する必要はないという説明なんですね。

私はこれに対して、特に環境省にこの本の感想を聞くつもりはないのですが、いわゆるダイオキシンの毒性についての見解を改めてお伺いしたいと思います。

○鈴木国務大臣 私自身は、このダイオキシン対策を批判している本があるということにつきましては、実は先生の質問があるときわかつたわけありますけれども、しかし、ダイオキシン類、これは人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある物質である、そういう思い、気

持ちを持つておるところであります。したがいまして、耐容一日摂取量を定めて対策を実施しているところでございます。

この本、私自身は読んでおりませんけれども、いろいろ国の対策を批判している、そういう内容であるということは聞いておりますけれども、政府のダイオキシン類対策にかかる基準値、それから規制値等、これは学術論文等を専門家が評価した上で科学的に決定をされたもので、我が国この規制の基準といふのは妥当な基準である、そういうふうに考えております。

また、我が国がそうした対策を欧米諸国と比べてみましても、欧米諸国におきましても、ごみの焼却施設からのダイオキシン類の排出を我が国と同様に厳しく規制をいたしておりますし、また、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約で廃棄物焼却施設等からのダイオキシン類の排出抑制を義務づけているわけであります。こういうことから見ましても、我が国の焼却炉等の排出規制、これは世界的に見ましても妥当な対策である、そういうふうに考えているところであります。

以上のようなこともござりますので、現在のダイオキシン類対策、これは極めて妥当であると考えておりまして、今後とも引き続きましてこういった対策を推進してまいりたいと考えております。

○中川(智)委員 見解を一緒にさせていただいて心強い限りです。今後やはり、いわゆる予防原則でありますとか、ダイオキシンをきつちりと規制する、より厳しく規制する形で環境省の取り組みを期待しております。

西尾局長に伺いますけれども、今、大臣からの御説明で納得はしたんですけど、あの本は、ダイオキシン対策の特別措置法は国を滅ぼす亡國の法というふうな表現もされております。そういう悪法は廃止すべきだというふうに主張されていますが、これに対して、局長の御意見というのを一言伺いたい。

もう一つは、この本の中で、学校の焼却炉、小

型の焼却炉。これが結構、自治体で、ダイオキシンは心配ないんだという本が出たじゃないか、そなのか、では別に小学校とか中学校の焼却炉を撤去する必要はないんだなというような動きも出てきています。この本の影響といふのは、まさに流れる方々にとつては格好の一つの証拠みたう形で振りかざすことができるものになりつつあって、私きょう質問いたしましたのは、それがとても心配だし、また結局、それに対して環境省が放置しておけば、これはむやみな混乱を生むと思いましての質問なんですね。

ですから、最初の緊急措置法に対する、大臣と重複するのならば、局長としてのしつかりしたもう一言をいただきたいのと、もう一つは、学校の焼却炉などは廃棄すべきではないというふうにこの本では主張をされています。このことに対する御見解を伺いたいと思います。

○西尾政府参考人 ダイオキシン対策特別措置法は、超党派で立法していただきました。ダイオキシン対策に必要な施策をいわばすべて盛り込んだ、国民の健康を守り、不安を払拭するために極めて重要な法律というふうに考えておりますので、私どももいたしましては、このダイオキシン対策特別措置法の内容につきまして、誠実、適正に履行、実施していくことが使命であるとふうに考へています。

それから、焼却炉等々につきましては、同措置法等に基づきましてそれぞれの規制がございます。そういうものがきちんと着実になされることが大切でございます。

毎年、ダイオキシン特別措置法の施行状況等につきましてきちんと把握するというようなこともが大切でございます。

ですから、焼却炉等々につきましては、同措置法等に基づきましてそれぞれの規制がございます。そういうものがきちんと着実になされることが大切でございます。

それから、焼却炉等々につきましては、同措置法等に基づきましてそれぞれの規制がございます。そういうものがきちんと着実になることが大切でございます。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。近藤昭一君。

○近藤(昭)委員 私は、ただいま議決されました本案に対し、稻葉大和君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の六会派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。近藤昭一君。

○松本委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決まりました。

○松本委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決まりました。

○松本委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、稻葉大和君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の六会派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

特定期業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案に対する附帯決議案につき、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案に対する附帯決議案について、その重要性につきましてもきちんと整理をして発表していくというふうなことで、知識の普及にも表していくというふうに思つております。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につ



いて適切な措置を講ずべきである。

一 政府一丸となつて循環型社会の実現を期すため、環境省等関係省庁間の十分な連携を図り、廃棄物・リサイクル関係法の有機的かつ

不法投棄に関与した土地所有者責任の徹底、廃棄物処理基準の改正等による自社処分に対する規制強化等について早急に検討するこ

十一 既に廃止されたものを含め、焼却施設や

○鈴木國務大臣　ただいま御決議のございました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして、努力する所存でございます。(拍手)

二 市町村が適正に処理できない一般廃棄物の  
方につき検討すること。

十二 広域的処理に係る特例制度の施行に際しては、不適正処理が生じないよう厳格に運用

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのとおり決まりました。

三 家庭から拠出されるものを含め 医療系廃

省職員の増員等、体制整備に努めること、十四、産業廃棄物税等については、その目的、

〔報告書は附録に掲載〕

いて製品毎の特性や実態を踏まえながら検討すること。

方公共団体が連携を密にして、一体となって取り組むよう十分配慮すること。特に、環境省

趣旨の説明を聴取いたします。鉱林環境大臣

染については、当該市町村の責任において必要な措置が講じられるよう努めること。

を検討すること。  
上であります。

○鈴木国務大臣 ただいま議題となりました絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主な内容を御説明申し上げます。

は、域内でできる限り処理が行われるよう、必要な処理施設の整備を推進すること。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

の確実な実施を図るため、商業目的の譲り渡し等が可能な個体等の登録制度、適正に入手された原材料官等から製造された製品であるとの認定制度を設けるとともに、これらの制度に係る事務

九 排出事業者が信頼できる処理業者を的確に選択することができるよう、処理業者に係る

さまでして、政府から発言を求められております  
と、これを許します。鈴木環境大臣。

しかしながら、現在、公益法人が行つてゐる検査、登録等の事務事業については、昨年三月に閣

第三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 物の製造、加工、販売等を行う事業者は、その製品、容器等が廃棄物となつた場合におけるその廃棄物の適正な処理がその材質若しくは成分又は構造に照らし困難であり、かつ、当該廃棄物の収集等の観点から当該廃棄物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者の果たすべき役割が当該廃棄物の適正な処理を確保する上で重要であると認められるときは、自ら、当該廃棄物を引き取り、若しくは引き渡し、又はこれについて適正に処分するようしなければならない。

第四条第三項の改正規定の次に次のように加え

る。

第五条第一項中「以下」の下に「この条及び第六条の二において」を加える。

第六条の二に二項を加える改正規定の次に次のように加える。

第六条の三第四項を削り、第二章第一節中同条の次に次の四条を加える。

(拡大生産者責任に基づく措置等)

第六条の四 環境大臣は、一般廃棄物のうちか

ら、その材質若しくは成分又は構造に照らし市町村によるその適正な処理が困難となつてゐるものであつて、一般廃棄物を適正に処理するためには、次の各号に掲げる事項のいずれかについて、一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者の果たすべき役割が重要であると認められるものを指定処理困難廃棄物として指定することができる。

一般廃棄物になる前の製品、容器等に係る設計及び原材料の種類に関する工夫

二 一般廃棄物になる前の製品、容器等に係る材質又は成分、その処理の方法その他情報の表示

三 一般廃棄物に係る引取り若しくは引渡し又は処分(以下「引取り等」という。)

2 環境大臣は、指定処理困難廃棄物の適正な処理を確保するため、環境省令で、指定処理困難廃棄物ごとに、次の各号に掲げる事項に關し、

指定処理困難廃棄物が廃棄物になる前の製品、容器等(以下「指定処理困難物」という。)の製造、加工、販売等を行う事業者(以下「指定処理困難物事業者」という。)の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

一 前項第一号に係る指定処理困難廃棄物にあつては、指定処理困難物が指定処理困難廃棄物となつたときのその処理の困難性に係る事前の評価に関する事項、当該評価の結果を踏まえて行うべき設計の工夫に関する事項、適正な処理のための分解、分別等の容易化に関する事項及び原材料の毒性その他原材料の選択に関し配慮すべき事項

二 前項第二号に係る指定処理困難廃棄物については、材質若しくは成分又は処理の方法(以下この号において「材質等」という。)に関し表示すべき事項及び材質等の表示の方法に関する事項

三 前項第三号に係る指定処理困難廃棄物にあつては、引取り等の実効の確保その他引取り等の実施方法に関する事項、引取り等に要する費用の負担に関する事項及び指定処理困難廃棄物について市町村から引取りを求められた場合における引取りの実施、引取りの方法その他の市町村との連携に関する事項

4 前項第三号の事項に関する判断の基準となるべき事項は、次に掲げる原則によるものとする。

一 指定処理困難廃棄物に係る引取り等については、指定処理困難物事業者の責任において行われるものとすること。

二 指定処理困難廃棄物に係る引取り等に要する費用については、指定処理困難物事業者に負担させるものとすること。

(報告徵収及び立入検査)

第六条の五 市町村長は、指定処理困難廃棄物の

適正な処理を確保するために必要な限度において、前条第一項第一号又は第二号に係る指定処理困難廃棄物に係る指定処理困難物事業者に対し、その指定処理困難物に係る業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定処理困難物事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、当該指定処理困難物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 市町村長は、指定処理困難廃棄物の適正な処理を確保するために必要な限度において、前条第一項第三号に係る指定処理困難廃棄物に係る指定処理困難物事業者に対し、その指定処理困難廃棄物の引取り等の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定処理困難物事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び命令)

第六条の六 市町村長は、指定処理困難物事業者の講ずる指定処理困難廃棄物の適正な処理のための措置が第六条の四第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該指定処理困難物事業者に対し、その判断の根拠を示して、指定処理困難廃棄物の適正な処理を確保するために必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができること

る。

2 都道府県知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置を講じなければならない。

3 第九条の八第四項の改正規定中「改める」を「改め、「一般廃棄物処分業者と」の下に「第十七条の二及び二条の四の改正規定の次に次のように加える」と改める。

2 市町村長は、前項に規定する勧告を受けた指

定処理困難物事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 市町村長は、第一項に規定する勧告を受けた指

定処理困難物事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつたことを公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかつた場合において、当該指定処理困難廃棄物の適正な処理の促進を著しく害すると認めるときは、当該指定処理困難物事業者に対し、その勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

(助言)

第六条の七 環境大臣は、市町村に対し、その求めに応じ、指定処理困難廃棄物の適正な処理の確保に必要な助言をすることができる。

第九条の二の二の次に一条を加える改正規定の次に次のように加える。

第九条の四の次に次の二条を加える。

(利害関係者による申出等)

第九条の四の二 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項の保全上利害関係を有する者に關し生活環境の保全上利害関係を有する者は、当該一般廃棄物処理施設に係る生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、その旨を申し出て、適當な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置を講じなければならない。

3 第九条の八第四項の改正規定中「改める」を「改め、「一般廃棄物処分業者と」の下に「第十七条の二及び二条の四の改正規定の次に次のように加える」と改める。

2 第三章第一節中第十三条を第十二条の七とし、同条の次に次の二条を加える。

(土地の所有者等の努力)

第十三条 土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地の造成、土地の開墾その他のその土地の形質の変更をしようとするときは、その機会を利用した産業廃棄物の不適正な処分が行われることのないよう必要な措置を講ずるように努めな



関する規制の在り方について総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成十九年一月一日までに、事業者がその事業活動に伴い生じた産業廃棄物新法

第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下この項において同じ。の処理を自ら行う場合

において、産業廃棄物処理基準(新法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準をいう。以下この項において同じ。)に適合しない産業廃棄物の処理又は産業廃棄物保管基準(同条第二項に規定する産業廃棄物保管基準をいう。以下この項において同じ。)に適合しない産業廃棄物の保管が行われることにより生活環境の保全上の支障が生ずる場合があることにかんがみ、事業者がその産業廃棄物を自ら処理する場合において産業廃棄物処理基準に従つた産業廃棄物の処理及び産業廃棄物保管基準に従つた産業廃棄物の保管が行われることを確保するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則第七条のうち地方自治法別表第一廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第一百三十七号)の項の改正規定中「加える」を「第十五条の四において準用するの下に「第九条の二」を加え、「第二十三条の三」を「第十九条の二」を加え、「第二項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第二十三条の三」に改める」に改めれる。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案  
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第三十三条の十四」を第三十三条の十五に、「第六十四条」を第六十六条に改める。

第二十条第二項中「第二項」の下に並びに第二十三条第一項及び第二項を加える。

第二十三条の見出しを「登録機関」に改め、「この節及び第六十三条第一号において」を削り、「を、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人でその登録関係事務を適正かつ確実に実施することができるものとして環境大臣がその申請により指定するものに行わせることができる」を「について、環境大臣の登録を受けた者(以下「登録機関」という。)があるときは、その登録機関に行わせるものとする」に改め、同条第五項中「指定を受けた法人(以下この節及び第六十三条において「指定登録機関」という。)を「登録機関に、「指定登録機関」とするを「登録機関」とするに改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

4 環境大臣は、機関登録の申請をした者(以下この項において「機関登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

5 機関登録は、登録機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 機関登録の年月日及び番号

二 機関登録を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

三 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

第二十三条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

6 登録を受けようとする者その他の人知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。の作成がされる場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

登録を受けようとする者その他の利害関係人は、登録機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されることは、当該書面の閲覧又は抄本の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境省令で定める方法により表示した

関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であるとするとする者は、登録機関登録申請により行う。

第二十四条の見出し中「指定登録機関」を「登録機関」に改め、同条第六項中「指定登録機関が第四項」を「登録機関が第八項に、「第二十六条第三項若しくは第四項」を「第二十六条第四項若しくは第五項に、「指定を」を「機関登録を」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「指定登録機関」を「登録機関」に改め、「したとき」の下に「第二十六条第五項の規定により登録機関に対し登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき」を加え、同項を同条第九項とし、同条第四項中「指定登録機関」を「登録機関」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の三項を加える。

口 機関登録申請者の役員又は職員のうち親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者口にいて「動植物譲渡業者等」という。)がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)であること。

イ 機関登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者口にいて「動植物譲渡業者等」という。)があるときは、その登録機関に行わせるものとする」に改め、同条第五項中「指定を受けた法人(以下この節及び第六十三条において「指定登録機関」という。)を「登録機関に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

一 機関登録申請者の役員又は職員のうち親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者口にいて「動植物譲渡業者等」という。)があること。

二 機関登録申請者の役員又は職員のうち親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者口にいて「動植物譲渡業者等」という。)があること。

三 機関登録申請者の役員又は職員のうち親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者口にいて「動植物譲渡業者等」という。)があること。

四 機関登録申請者の役員又は職員のうち親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者口にいて「動植物譲渡業者等」という。)があること。

五 機関登録申請者の役員又は職員のうち親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者口にいて「動植物譲渡業者等」という。)があること。

六 機関登録申請者の役員又は職員のうち親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者口にいて「動植物譲渡業者等」という。)があること。

七 機関登録申請者の役員又は職員のうち親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者口にいて「動植物譲渡業者等」という。)があること。

八 機関登録申請者の役員又は職員のうち親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者口にいて「動植物譲渡業者等」という。)があること。

九 機関登録申請者の役員又は職員のうち親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者口にいて「動植物譲渡業者等」という。)があること。

十 機関登録申請者の役員又は職員のうち親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者口にいて「動植物譲渡業者等」という。)があること。

十一 機関登録申請者の役員又は職員のうち親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者口にいて「動植物譲渡業者等」という。)があること。

十二 機関登録申請者の役員又は職員のうち親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者口にいて「動植物譲渡業者等」という。)があること。

十三 機関登録申請者の役員又は職員のうち親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者口にいて「動植物譲渡業者等」という。)があること。

十四 機関登録申請者の役員又は職員のうち親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者口にいて「動植物譲渡業者等」という。)があること。

十五 機関登録申請者の役員又は職員のうち親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者口にいて「動植物譲渡業者等」という。)があること。

十六 機関登録申請者の役員又は職員のうち親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者口にいて「動植物譲渡業者等」という。)があること。

十七 機関登録申請者の役員又は職員のうち親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者口にいて「動植物譲渡業者等」という。)があること。

十八 機関登録申請者の役員又は職員のうち親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者口にいて「動植物譲渡業者等」という。)があること。

十九 機関登録申請者の役員又は職員のうち親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者口にいて「動植物譲渡業者等」という。)があること。

二十 機関登録申請者の役員又は職員のうち親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者口にいて「動植物譲渡業者等」という。)があること。

二十一 機関登録申請者の役員又は職員のうち親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者口にいて「動植物譲渡業者等」という。)があること。

二十二 機関登録申請者の役員又は職員のうち親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者口にいて「動植物譲渡業者等」という。)があること。



間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、認定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は譲写の請求

二 前号の書面の譲本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境大臣及び特定国際種類関係大臣の発する命令で定める方法により表示したもののが閲覧又は譲写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて環境大臣及び特定国際種類関係大臣の発する命令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

五 認定機関は、環境大臣及び特定国際種類関係大臣の発する命令で定めるところにより、帳簿を備え、認定関係事務に関し環境大臣及び特定国際種類関係大臣の発する命令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

六 認定機関は、環境大臣及び特定国際種類関係大臣の発する命令で定めるところにより、帳簿を備え、認定関係事務に関し環境大臣及び特定国際種類関係大臣の発する命令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

七 認定機関は、環境大臣及び特定国際種類関係大臣の発する命令で定めるところにより、帳簿を備え、認定関係事務に関し環境大臣及び特定国際種類関係大臣の発する命令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第三十三条の十一を次のように改める。

(認定機関に対する適合命令等)

第三十三条の十一 環境大臣及び特定国際種類関係大臣は、認定機関が第三十三条の八第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき

は、その認定機関に対し、これららの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずるこ

とができる。

二 環境大臣及び特定国際種類関係大臣は、認定機関が第三十三条の九第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その認定機関に

対し、認定関係事務を実施すべきこと又は認定関係事務の方法の改善に関し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

三 環境大臣及び特定国際種類関係大臣は、第三十条の九第四項の規程が認定関係事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる。

四 環境大臣及び特定国際種類関係大臣は、認定機関が第三十三条の八第三項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならぬ。

五 環境大臣及び特定国際種類関係大臣は、認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その機関登録を取り消し、又は期間を定めて認定関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

六 環境大臣及び特定国際種類関係大臣は、認定機関が第三十三条の九第三項の規定による届出があつたとき。

七 環境大臣及び特定国際種類関係大臣は、認定機関が第三十三条の九第八項の規定による許可を

四 第三十三条の十五において準用する第二十一条第五項の規定により環境大臣及び特定国際種類関係大臣が認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つて認定関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

五 第三十三条の十一第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

六 第三十三条の九第四項の規程によらないで

一 第三十三条の九第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定に違反したとき。

二 第三十三条の九第四項の規程による請求を拒んだとき。

三 正当な理由がないのに第三十三条の九第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により機関登録を受けたとき。

六 第三十三条の十二(見出しを含む)中「指定認定機関」を「認定機関」に改める。

七 第三十三条の十四中「第二十三条第二項及び第三十三条の十中「指定認定機関」を「認定機関」に改める。

四項」を「第二十三条第六項」に、「指定に」を「機関に」に、「第二十四条第五項及び第六項」を「登録に」に、「第二十四条第九項及び第十項」に改め、「第二十六

条第五項の規定は第三十三条の十一第三項又は第四項の規定による指定の取消について」を削り、「第二十四条第六項」を「第二十四条第十項」に改め、第二章第五節中同条を第三十三条の十五と

する。

第三十三条の十三中「指定認定機関」を「認定機関」に改め、同条を第三十三条の十四とし、第三十条の十二の次に次の二条を加える。

(公示)

第三十三条の十三 環境大臣及び特定国際種類関係大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 機関登録をしたとき。

二 第三十三条の九第三項の規定による届出があつたとき。

三 第三十三条の九第八項の規定による許可を

四 第三十三条の十五において準用する第二十一条第五項の規定により環境大臣及び特定国

五 第三十三条の十一第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

六 第三十三条の九第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

七 正当な理由がないのに第二十四条第六項各号又は第三十三条の九第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

八 第二十四条第五項又は第三十三条の九第五項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

九 第二十二条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第三十三条の十四」を

「第三十三条の十五」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第二十四条第四項又は第三十三

条の九第四項」を「第二十四条第八項又は第三十三

条の九第八項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第二十四条第七項又は第三十三条の九第七項の規定に違反して、第二十四条第七項若し

くは第三十三条の九第七項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は

帳簿を保存しなかつたとき。

第六十二条中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条を第六十三条とする。

第六十一条を第六十二条とし、第六十条の次に第一条を加える。

第六十二条中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条を第六十二条とする。

第六十一条を第六十二条とする。

条の八第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前ににおいても、その申請を行つことができる。新法第二十四条第四項又は第三十条の九第四項の規程の認可の申請についても、同様とする。

## (経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「旧法」という。)第二十一条第一項又は第三十三条の八第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日から六月間は、新法第二十三条第一項又は第三十三条の八第一項の登録を受けたものとみなす。

第四条 この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又は新法に基づく命令の規定に相当の規定があるものは、新法又は新法に基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

## 第五条 旧法第二十三条第一項に規定する登録関係事務に従事する同条第五項に規定する指定登録機関の役員若しくは職員であつた者又は旧法第三十三条の八第一項に規定する認定関係事務に従事する同条第三項に規定する指定認定機関の役員若しくは職員であつた者に係る当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

## (罰則の適用に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## (政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

## 理由

公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画を実施するため、国際希少野生動植物種の個体等の登録等又は適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定の事務を国に代わって実施する者に関する、指定法人制度を見直し登録制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。